

公開講演会

5月10日（日） 14:00～17:30 島根県民会館大ホール

14:10～15:40

「メロヴィング国家構造論の試み」

講師：佐藤彰一（名古屋大学）

16:00～17:30

「18世紀のマンチェスタ —— 近世から近代へ ——」

講師：近藤和彦（東京大学）

メロヴィング国家構造論の試み

佐藤 彰一

ポスト・ローマ時代の西洋史研究の分野で、国家研究は「最貧の親族」である。西ローマ帝国の政治的消滅以後、ゲルマン諸部族が建国した「ゲルマン後継国家」と呼び慣わされてきた国家群は、歴史家が現実の研究対象として捉えるとき、統治組織や政治理念の面での未成熟から、単純に王が支配する政治共同社会を指す「王国」という凡庸な呼び名のほうがよりふさわしいと見なされ、正面から国家論の対象として考察されることが少なかったからである。国家の概念を用いる場合でも、「人的結合国家」のように国家としての内実についてことさらに貶める表現が用いられたりする。過去の現実についての直接の印象に起因するこうした側面とならんで、もうひとつ要因があるように思われる。中世を広い意味での封建社会と理解して、封建制的社会関係が支配的な時代であるがゆえに、そうした時代環境のもとでは、国家的原理はあらゆる面で優越たり得ないのであり、国家論的考察は二義的な意味しかもたない、したがって真に論ずるに価値ある対象ではないとする見方である。

こうした伝統的なポスト・ローマ部族国家観は、社会進化的発想を基底にしていたが、近年このような理解に批判的で、それらを真正の「国家」の概念で理解すべきであるという主張も見られるようになり、優れた研究も出てきている。想起されるのは新しい世代のイギリスの中世初期史家たちの業績であるが、ドイツ語圏の研究者の間でも、同様な動向が顕著になってきている。

しかしながら、現段階では最も重要なゲルマン部族国家であるメロヴィング国家に関してさえ、新しい観点からの積極的なビルトの提示にはいたっていないのが現状である。そのひとつの理由というより、最大の理由が史料をめぐる問題にあることは言を俟たない。

メロヴィング国家を研究するために必要な情報の、その圧倒的多数はトゥール司教グレゴリウスが書き残した記録であり、なかんずく『歴史十書』は、もしこの史書がなかったならば、六世紀の歴史は全くの闇に包まれていたに違いないと思えるほど貴重な記録である。だがそうしたかけがえのない貴重さは、躓きの石にもなりうる。後世の人間が、独特の終末意識と時代認識、人間観をもった、このバイアス豊かな個性が残した記述の呪縛をふりほどくのは至難の業である。その限られた有

効な方法の一つが、グレゴリウス・テキストの脱構築作業である。

近代歴史学の草創期であった一九世紀は、またロマン主義の思潮が風靡していた時代であった。グレゴリウスが語る際限のない陰謀と流血の事件は、ロマン主義の時代に生きた歴史家オーギュスタン・ティエリの見事な筆捌きによって、光彩陸離たる活人劇に変換されて流布し、人々の意識を捉え、ただでさえ困難な描写の背後にある構造の把握を一層難しいものにした。

だが、多くの研究者により進められてきたグレゴリウス・テキストの脱構築作業と、制度表象の分析は、豊かに発達した自己維持機制を具えたメロヴィング国家の輪郭を徐々に浮かび上がらせようとしている。

講演では、現段階で提示しうるひとつの仮説として、メロヴィング国家の構造的な特徴を提示したい。

18世紀のマンチェスタ

—— 近世から近代へ ——

近藤 和彦

マンチェスタは一般に綿工業、産業革命、1830年の商業鉄道、「マンチェスタ学派」といった文脈で知られている。近年のマンチェスタ・ユナイテッドなどサッカー関連の情報も加えれば、日本でも知名度は高い。ここでは近代都市の成長を代表具現するマンチェスタにおける近世から近代への転換期の苦悩と模索、飛躍を考えよう。

ローマ時代に砦であったマンチェスタは、中・近世には市場町として展開し、市議会や市長は1838年まで存在しなかった。聖堂参事会教会が主教座大聖堂に昇格するのは1847年である。人口は1700年ころに約9000、1801年センサスで約9万、ようやく1901年に60万をこえる。ダニエル・デフォーは1726年にマンチェスタを「イングランドで最大級のただの村」と形容した。その後の急成長をあらわす「雨後の筍」mushroom town という表現もある。マンチェスタでなにか係争が生じたときに、処理権限は教区会、領主法廷や治安判事にあり、重大な案件は巡回裁判所やロンドンの議会で訴えられた。

18世紀前半のマンチェスタとランカシャ州は「反体制の地」disaffected country として名をはせていた。ホイッグ政権および国教会中枢にことごとく反対する勢力、当時の言葉でトーリ・ジャコバイト・高教会派があったが、マンチェスタはオクスフォードとともにその巢窟とみなされた。1715年、45年のジャコバイト反乱だけでなく、平時にも党派対立と宗派对立が重なり、ランカシャ州では総選挙で野党が圧勝しつづけ、教会人事をめぐる一種の叙任権闘争がつづき、公共プロジェクトは阻害されていた。

こうした政治社会がつづくかぎり、本格的な工業化、商業活動、そのためのインフラ整備は立ちゆかない。大きな転換は1750年代に生じた。人口（食糧）・労働者（産業規制）問題、1756年～58年にくりかえした諸事件を契機として、マンチェスタにおける従前の人的結合は崩壊し、新しい編成が試行される。

18世紀後半のマンチェスタは、いぜんとして宗教的・政治的ポテンシャルは高いものの、チャリティ・任意結社による公共事業が推進された。病院、運河建設、街

路整備委員会、原料横領訴追委員会や文芸哲学協会などにこれを見ることが出来る。コンサートルーム、劇場、学校から郷土史出版にいたるまで、任意結社がなくなった。世紀前半とくらべると様変わりした市民的公共社会では、事にそくして各宗派人が協力し、対貧民階級意識があらわである。同時にまた各宗派の教会堂建設も怠りなく進行して、自由主義と宗派主義は共存した。

人口動態・人的交流という面からみても18世紀後半からの活性化は顕著であり、これをベイリ家の人々、科学者パーシヴァル、ロスチャイルド家の3男ネイサンなどにより例示することができる。19世紀にエンゲルス、マルクスがラインラントから移住するのは、18世紀後半からつづく人口動態の一現象とみられる。

この講演では、宗教改革以来の近世的問題を抱えて苦悩していたマンチェスタがどのように変貌するのか、その変貌を社会的イシューと、それをめぐる人々の結びあう形に焦点をあわせて考察する。近代の表象をどう相対化するか、ローカルな研究とコスモポリタンな視点ということにも説き及びたい。

部会別自由論題報告は各報告とも
発表30分、質疑応答10分です。
各報告の時間帯は以下のとおりです。

第1報告 9:00~9:40
第2報告 9:40~10:20
第3報告 10:20~11:00
第4報告 11:15~11:55
第5報告 11:55~12:35

《中世史部会・午後の部》

第1報告 13:30~14:10
第2報告 14:10~14:50
第3報告 14:50~15:30
第4報告 15:45~16:25
第5報告 16:25~17:05

古代史部会

5月11日(日) 9:00~12:35 教養講義室棟2号館702教室

報告者 報告要旨掲載頁

1. 藤井信之(関西学院大学) p. 10
司会者 畑守泰子(松山大学)
2. 周藤芳幸・高橋亮介(名古屋大学) p. 11
司会者 大戸千之(立命館大学)
3. 前野弘志(広島大学) p. 12
司会者 伊藤貞夫(放送大学)
4. 飯坂晃治(北海道大学) p. 13
司会者 島田 誠(学習院大学)

1. プトレマイオス朝とエジプト軍事貴族

—— 前311年のサトラップ・ステラ (Cairo CG22182) の再検討から ——

藤井 信之

前311年（アレクサンドロス4世の治世7年）のサトラップ・ステラ（Cairo CG22182）は、敵（ペルシア王）によって取り上げられていたブト神殿領をプトレマイオス（後の1世）が神殿に返還したことを記録している。従来の研究は、これをペルシアによる神殿財政への介入の一証拠とし、プトレマイオスによる神殿領返還は、彼がエジプトの神官団との協調を目指したことを証するものと理解してきた。しかし、これまでの研究は、問題となっているブトが、当時のエジプト王国の中でどのような位置を占めていたのか考慮してこなかった。この発表では、なぜペルシアはブト神殿領を取り上げたのか、そしてなぜプトレマイオスはブト神殿領を返還したのか、この問いに前4世紀のブトの状況を考察することから答え、プトレマイオス朝創始に向けたプトレマイオスのエジプト統治政策の一端を提示したい。特に注目されるのは、石棺 Berlin 29 の刻銘にあらわれる大將軍パディアセトである。発表ではこの史料を中心に、第30王朝からプトレマイオス朝初期にかけての下エジプトの有力者達を検討してゆく。エジプト語史料に基づくこの考察は、プトレマイオス朝をギリシア史の延長としてではなく、エジプト史の文脈の中に位置付けようとする試みでもある。

2. プトレマイオス朝エジプトの採石場遺跡と二言語併用グラフィティ

周藤 芳幸・高橋 亮介

エジプト中部アコリス遺跡の発掘を手がける日本調査隊は、2005年より同遺跡から南方およそ12km、ナイル河東岸に位置するザウイエット・スルタン採石場遺構の調査を行っている。この石灰岩採石場跡では、おびただしい数のギリシア語およびエジプト語民衆文字（デモティック）の二言語併用グラフィティが確認され、その記録・解読・解釈・公刊が重要な課題となっている。本報告では過去3シーズンにわたる調査に基づき、この新史料の紹介を行う。

紀元前3世紀のものと考えられるグラフィティは、これまで文字史料からほとんど知られていないプトレマイオス朝期の採石活動に関する貴重な史料であり、採石作業の実践と管理について新知見をもたらすだけでなく、地方社会における言語使用の実践、大規模な採石活動が地域社会に与えたインパクトなどをも考えるための格好の素材となりうる。

グラフィティ研究は、考古学・建築史学・エジプト学の専門家とともに進められる採石場遺構研究の一環を成しており、フィールドワークと学際研究に基づく研究手法は、刊行史料の解釈を行う個人研究を中心に進められてきた我が国の西洋古代史研究に新しい方法論を提示する試みともなろう。

3. 碑文コレクター

前野 弘志

前 321 年に生まれたマケドニア人クラテロスは『決議集』を編集した。彼は「ギリシアにおいて書かれた決議を全て集めた」と言われており、後世の文法学者、弁論家、喜劇注釈者、プルタルコスなどに引用されている。イリオン人ポレモンは、生年没年は分からないが、前 190 年頃に活躍したストア派の地理学者であり好古趣味者であった。彼はギリシア内外を旅し、地理学的、碑文学的、美術的資料を収集して回った。それゆえ彼は「碑文の大食い」というあだ名も持っていた。テオス人アペリコンは「大地母神のメトロオン神殿が蔵していた昔の布告文の原本を、不正にひそかに手に入れたり、また他の都市でも、何か古い秘蔵のものがあればそれを手に入れていた」と言われている。彼は前 89 年にスラによるアテナイ略奪の際に殺された。スラは彼の蔵書をローマに持ち去り、それらを文法学者のテュラニオンとアンドロニコスが利用した。

彼ら碑文コレクターの存在は、古代ギリシアにおける碑文とリテラシーの問題を考える上で、どのように評価すべきであろうか。かつて古代ギリシアのリテラシーは、現代と同じくらい高かったと考えられていたが、今ではかなり下方修正されている。「識字率」という概念自体、再考の余地があるように思われるが、それはともかく、様々な程度のリテラシーをもった人々が混在していた中で、よく読める人の割合が少なかったことは間違いないだろう。この識字能力のギャップを埋めたのが「人伝えのリテラシー」であった。また、碑文のリテラシーを考える場合、テキスト情報のみならず、非テキスト情報をも含めて、それらを総合的に考察する必要があり、碑文がテキストとして「読まれた」側面と、シンボルとして「見られた」側面の、両方を検討する必要があるだろう。

上記の事例は、碑文をテキストとして読み、収集した人々がいたことを示している。碑文に対する同様の態度は、トゥキュディデス、ポリュビオス、ティマイオスにも見られる。しかし碑文を見る彼らの目は、過去の史料を見つめる碑文学者の目であり、一般の人々の目を代表していないと評価すべきであろう。我々にとって全ての碑文は古代の碑文であるが、古代人にとっては新しい碑文と古の碑文があった。彼らがこれら二種類の碑文に対して、異なる態度を示していたという点を、我々は忘れがちなのではないだろうか。

4. ローマ帝政後期イタリアにおける属州総督と都市

飯坂 晃治

従来の研究では、ディオクレティアヌス帝・コンスタンティヌス帝期以降の後期ローマ帝国を中央集権的「強制国家」と特徴づけ、属州総督や帝国官僚による都市自治への介入政策とその結果としての都市の自治能力の低下に、帝国没落の一因を帰する見解が主流を占めていた。これに対し1970年代末以降は、帝国による都市自治介入政策の限界を指摘し、都市の自治能力やその自治の担い手であった都市エリートエリートの活力を再評価する研究が発表されている。

このような研究動向をうけて、本報告は帝政後期イタリアにおける属州総督と都市との関係を再検討する。イタリアという地域を取り上げるのは、次のような理由による。すなわちイタリアは、帝政前期には属州総督による統治を免れていたが、3世紀末までに7つの属州が設置され、帝政後期には属州総督による統治体制がしかれた。したがって、属州総督の派遣が都市自治に及ぼした影響を評価するには、帝政後期イタリアは格好の事例を提供するものと思われる。

帝政後期のイタリア統治を研究する際には、北イタリアと南イタリアの統治構造上の特質を考慮に入れなければならない。というのも、帝政後期の皇帝は、もはやローマに滞在することはほとんどなく、イタリアにいるときにはミラノかアクイレイアに滞在することが多かったからである。したがって、皇帝政府と都市の間の中間機構である属州総督が果たした役割は、皇帝へのアクセスが容易な北イタリアとそれが困難な南イタリアとでは、異なる性格を帯びていた可能性がある。本報告では、この「2つのイタリア」の性格の違いも考慮に入れながら、顕彰碑文や奉献碑文などの史料を検証し、帝政後期イタリアの属州総督による都市支配の実態について考察するが、その際、プロソポグラフィ研究の成果から得られる属州総督の任用上の特徴や、属州総督が支配下の都市や住民のためにおこなった恩恵施与行為などに注目してゆきたい。

中世史部会・午前の部

5月11日(日) 9:00~12:35 教養講義室棟2号館701教室

報告者 報告要旨掲載頁

1. 大橋真砂子 (南山大学) p. 16
司会者 日置雅子 (愛知県立大学)
2. 須沢友香子 (IES 全米大学連盟東京留学センター) p. 17
司会者 後藤篤子 (法政大学)
3. 西村道也 (一橋大学) p. 18
司会者 井上浩一 (大阪市立大学)
4. 向井伸哉 (東京大学) p. 19
司会者 桂 秀行 (愛知大学)
5. 三浦麻美 (中央大学) p. 20
司会者 岩波敦子 (慶應義塾大学)

1. 中世初期における年代表記の「過誤」とその背景 — ベーダ『暦について』(De temporibus) 初期写本の問題を手がかりに — 大橋真砂子

現在広く用いられている西暦 (Anno Domini・キリスト受肉紀元) は、6世紀初頭にディオニュシウス・エクシグウスが作成した復活祭表に付随した紀年法で、8世紀以降徐々に西欧で普及したものである。歴史叙述では、イングランドのベーダによる『アングル人の教会史』(731)が初出とされる。ただし彼はそれ以前に、復活祭算定に関する修道院学校の教科書でこの紀年法を紹介している。

Anno Dominiはディオニュシウス復活祭表に伴って西方世界で広がったと考えられる。メロヴィング末期からカロリング期にかけてフランク王国で作成されたいくつかの史料は、その受容過程を如実に示している。復活祭表の半ば実用書としての性格から、作家たちが同時代について語る際にAnno Domini表記を大きく誤ったとは考えにくい。他方、過去を遡って歴史を描こうとした場合、統治年などをAnno Dominiに換算する必要があり、そこから計算間違いが生じていた可能性はある。ローマ数字の書き間違いも生じたであろう。

中世における Anno Domini 表記の「過誤」には写字生の不注意によるものが多いと想像される。だが、ベーダの『暦について』(703)の初期写本に散見される、年代にまつわる特定の「過誤」(とされてきた表記)に注目した場合、これまで指摘されてこなかったある種の構造的な要因が浮かび上がってくる。この作品は前半部分で暦に関する解説を付し、Anno Domini については703年を「本年」と記している。ところが後半部分の「小年代記」には、第6の時代が「709年経過している」と書かれた初期写本が複数現存する。第6の時代はイエス生誕以降の時代を指すので Anno Domini とほぼ同義である。本文前半の Anno Domini と同じ「703年」と記された初期写本も現存するが、現存最古の写本に「709年」とあることから、現在の校訂本ではこの「709年」が掲載されている。従来の研究者がこの点を深く考察した形跡はない。だが、中世初期西ヨーロッパにおける復活祭表の変遷を考慮した場合、この差異には特定の原因があったと考えられる。加えてこのケースを検討することによって、研究者によって単なる「過誤」とみなされてきた中世写本の Anno Domini 表記における同様の差異のなかに、写字生による書き間違い以外の原因で生じたものがあった可能性が指摘されよう。

2. 初期キリスト教美術におけるスポリア —— 異教とキリスト教のイメージの並列による融合 ——

須沢友香子

スポリア (*spolia*) とは、主に古代ローマの建築物に対して用いられる美術及び建築用語で、いわゆる昔の美術作品を再利用する行為を意味する。そのひとつの例がローマのコンスタンティヌス帝凱旋門と言われている。スポリアが4世紀ローマにおいて盛んに行われた理由として、ふたつの理由が考えられてきた。ひとつは経費削減、工期短縮といった実用的理由。もうひとつがイデオロギー的理由である。前者は建築史において、後者は美術史において主に研究されてきたが、本研究では、後者の美術史的視点からスポリアの概念的理由を検証する。

建築学的視点から、スポリアは「資源の再利用」として考えられているが、美術史においては、その語源から「略奪」あるいは「過去の抹消」と意味付けられている。スポリアの語源は、4世紀のローマ法で見受けられる形容詞 *spoliatae* とされており、敗戦地や古い建物からの略奪的行為を表現する形容詞として用いられてきた。その後16世紀に古典崇拝者のラファエロとヴァザーリがコンスタンティヌス大帝の凱旋門を批判する際にスポリアという表現を初めて用いたと考えられている。こうしたルネサンス時代の4世紀ローマ美術に対する評価を、20世紀の美術史家ベレンソンやリーグルは引き継いだ。つまり、彼らからみて、4世紀ローマ美術は古典美術よりも美術的に劣っており、それを自覚していたコンスタンティヌス帝凱旋門の製作者達が、過去の「優れた」古典美術を持ち出し、美の「略奪」したというわけである。

本研究は、初期キリスト教ローマ皇帝時代のスポリアの例と共に、本来のスポリアの意図を探り、スポリアが「抹消」や「過去の削除」という否定的な意図ばかりでなく、過去のオブジェクト（異教）と新しいオブジェクト（キリスト教）の肯定的な「並列」あるいは「融合」を表している可能性を提示する。

3. テーベの絹産業、土地台帳、兄弟団 —— 11～12 世紀のビザンツ地方社会 ——

西村 道也

本発表の目的は、アテネの北西 50 キロに位置するテーベを一事例として 11～12 世紀のビザンツ帝国の地方社会を考察することである。周知のようにテーベは、紀元前 4 世紀に一時は覇権を握った古代ギリシアの有力ポリスのひとつであった。だが、ヘレニズム期を経てローマ期にこのポリスが衰退したことは、ストラボンやパウサニアスの地誌により知られている。

衰退していたテーベが転機を迎えるのは、ビザンツ期である。古代末期以降に異民族の侵入を経験したテーベは、6 世紀にユスティニアヌス大帝によって城壁が巡らされた。西暦 800 年を前後してこの地に大主教座が設置され、10 世紀には府主教座に昇格された。また、この都市は、9 世紀以降に軍管区のひとつテマ・ヘラスのストラテゴス（テマ長官）の駐在地となった。こうして、帝国の宗教・政治の重要な地方拠点となったテーベは、11～12 世紀には帝国内の絹産業の一大中心地としても広く知られるようになった。

ビザンツ帝国史研究では、首都コンスタンティノーブルや帝国第二の都市テッサロニケを対象とした研究は、従来から活況を呈してきた。だが、その他の地方都市が着目されることは少なかった。その第一の理由は、地方都市に関する文献史料が希少なためである。だが、11～12 世紀のテーベは、絹産業の繁栄を伝える書簡集や旅行記等に代表される文献史料証言に比較的恵まれている。

本発表が 11～12 世紀のテーベを取り上げるのは、絹産業の繁栄にのみ着目するためではない。この都市に関連する所謂『テーベの土地台帳』や『聖マリア兄弟団設立規定書』といった重要とされる文献史料が存在するためである。これらの史料素材が明らかにするこの都市をとりまく地方社会像は、ビザンツ帝国史研究のひとつの論点となっている。この都市は、アテネやコリント等の近隣の都市、オシオス・ルカス修道院やダフニ修道院といった近隣の宗教施設、首都コンスタンティノーブルと第二の都市テッサロニケ、更には、ヴェネツィアとジェノヴァ、ファーティマ朝支配下のエジプト等と多様な結びつきを持っていた。これらの多様な結びつきのあり方が論点となるのである。本発表では、絹産業、土地台帳、兄弟団を中心に論点を整理しつつ、テーベをとりまく地方社会像の一端を明らかにしたい。

4. 南仏ピテロワ地方における国王統治の生成 —— 王権と村落の関係から ——

向井 伸哉

13世紀は、中世フランスにおける国家形成上の画期であり、ノルマンディーに続く、低ラングドックの征服・併合は、王領地を飛躍的に拡大させた。低ラングドックにおける国王統治の研究は、従来、王権による地方統治機構の整備に注目し、国王統治と住民の関係を問題にしてきた。しかし、その際、生活単位であると同時に城塞や防備施設を備えた政治・統治単位でもある「村落」を中心に据えた分析が行われることはなかった。本報告は、低ラングドックに内包されるピテロワ地方を対象を限定し、被征服地社会において国王統治が拡大・確立する過程を、王権と村落の関係から分析する。12世紀、当地域の領邦君主であったトランカヴェル家は領邦形成を進めていたが、ピテロワ地方では、在地領主層の不従順に加え、ベジエ司教の台頭もあり、その影響力は制限されていた。従って、ピテロワ地方の領主層は、征服戦争期に、トランカヴェル家に従い全体的蜂起を起こすには至らず、大部分の領主が、「主君」の変化を受け入れ、王の「封臣」として存続した。その結果、領主が征服戦争期に除去され、王権の直接的統治下に服することになった数少ない村落が、ベジエ市を中心とするベジエのヴィギエ管区において、統治拠点として機能することとなった。ここで、ピテロワ地方の集落を、統治の中心地のベジエ、統治拠点の村落、その他の村落に区別し、それぞれの住民が被った国王統治の実態を見ていくと、「統治拠点の村落とその他の村落の間」並びに「ベジエと統治拠点の村落の間」で興味深い差異が浮かび上がる。この差異の分析を通じて、「各村落が政治的・社会的淘汰を生き抜き、自己を有利に導いて行くためには、王権の直接的統治下に自発的に服さざるを得ないような状況が生み出され、国王統治の拡大・確立が、村落による自発的服従によって促進されたこと」並びに「地方統治機構の整備が村落による要求への応答でもあり、村落の利益によって左右されつつ進展したこと」の二点が明らかにされる。本報告は、国王統治の拡大・確立が、村落の「受動的自発性」に基づく服従・要求によって進展するという、国王統治生成の一側面を明らかにし、12世紀の統治地図が、征服戦争期の政治地図を通して、併合後の統治地図を規定し、その統治地図に沿って進行する村落の生き残り戦略が、国王統治の拡大・確立を促し、ひいては、その統治地図自身を塗り替えていくという歴史のダイナミズムを提示する。

5. アポルダのディートリヒによる『エリーザベト伝』 —— 13世紀末の聖人伝を考える ——

三浦 麻美

テューリンゲンの聖エリーザベトは2007年に生誕800周年を迎えた。ドイツ各地で展示会や記念ミサが催され、現在に至るまでこの聖人への崇敬が続いていることを示している。エリーザベトはハンガリー王の娘に生まれてテューリンゲン方伯と結婚し、夫との死別後は清貧の実践に生きた。中世ではアルプス以北の地域においてアッシジの聖フランチェスコと並び、清貧生活の模範として人気を集めた。しかしこの背景には教皇を筆頭にドイツ騎士修道会、托鉢修道会、テューリンゲン方伯など聖俗の諸勢力があり、それぞれの思惑に基づいた多様な崇敬の展開が指摘されている。

崇敬促進の手段の一つとして、エリーザベトの聖人伝が書かれた。下敷きとなったのは1235年の列聖審問における侍女の証言で、所有物の放棄や施し、弱者への奉仕などが中心となっている。この記述にさらに口頭伝承などを付け加え、聖人像が次第に形成されてゆく。

本報告の中心史料、ドミニコ会士アポルダのディートリヒによる『エリーザベト伝』は『黄金伝説』について最もよく読まれたエリーザベトの伝記である。13世紀末の執筆に際しては当時存在していたエリーザベトに関する主な文献がほとんど網羅されており、13世紀におけるこの聖人像の到達点を示すと同時に、中世後期の崇敬の基盤となった。その一方で写本はほとんどがドイツ語圏に集中しており、この地域独自の聖性の存在をうかがわせる。

この伝記の主な特徴はテューリンゲン方伯への称賛、現世での結婚の肯定的評価、神秘体験への言及の多さの三点である。これらの点と伝記の成立過程を総合的に検討することにより、エリーザベト崇敬と当時勃興しつつあったドイツ神秘主義との結びつきや、敬虔な生活を送る女性とドミニコ会の関係について有益な考察が得られると考えている。

中世史部会・午後の部

5月11日(日) 13:30~17:05 教養講義室棟2号館701教室

報告者 報告要旨掲載頁

1. 凶師宣忠 (京都造形芸術大学) p. 22
司会者 渡辺節夫 (青山学院大学)
2. 中谷 惣 (大阪市立大学) p. 23
司会者 徳橋 曜 (富山大学)
3. 大宅明美 (九州産業大学) p. 24
司会者 山田雅彦 (京都女子大学)
4. 頼 順子 (大阪大学) p. 25
司会者 甚野尚志 (早稲田大学)
5. 亀原勝宏 (青山学院大学) p. 26
司会者 堀越宏一 (東洋大学)

1. 13・14 世紀南フランスにおける異端審問と権力

図師 宣忠

中世南フランスでは法や裁判のあり方が 13 世紀半ばを境に大きく変容していく。こうした変化は、王権による南フランス統治の開始やそれと相俟った実践的な文書利用の進展、あるいはローマ法の影響や異端審問の創設と展開といった社会構造全般にわたるさまざまな要素と複雑に絡み合いながら進んでいく。報告者はこれまで南フランスにおける王権・都市関係の分析を通じて、13 世紀における文書と権力の連関について検討してきたが、本報告ではこの問題をとくに異端審問をめぐる動向に焦点を合わせて探っていきたい。

南フランスの異端審問に関しては、Ch・モリニエ（1880）や H・Ch・リー（1888）から Y・ドッサ（1959）に至るまで膨大な量の研究が積み重ねられてきたが、1960～70 年代以降、ヴァチカン教皇庁の史料などを利用した新たな研究も見られるようになる。たとえば『ジャック・フルニエ審問記録』で被告が語る多種多様な異端にまつわる情報は、E・ル・ロワ・ラデュリ（1975）をはじめ、精神医学・人類学・社会学といった関心のもとでさまざまに利用されることになった。だが、そこには「権力」の観点が抜け落ちているという共通した問題点がある。被告の「証言」は、そのまま現実を反映したものではありえないのである。J・B・ギヴン（1997）以降、異端審問に関する研究は「権力」の観点を取り入れて新たな方向性を見せている。

そこで本報告ではこうした動向を踏まえて、王権と異端審問の双方から把握される都市の姿を見ていく。都市は異端審問の権力の濫用に対し、王権や教皇庁に陳情を繰り返した。こうした都市における反ドミニコ派の動きに呼応して、フランチェスコ会士ベルナルド・デリシューのように、国王フィリップ 4 世の監察官と協力をしてドミニコ会士の異端審問官を罷免したりする者も出てくる。13・14 世紀の南フランス都市は、フランス王権（国王役人）と教皇庁（異端審問官＝ドミニコ会士／フランチェスコ会士）とが互いに凌ぎを削る舞台であったが、その一方で都市も各勢力の対立の網目をくぐって、自らに有利な状況を作り出す選択肢を取ることがあり得た。本報告では、王権・異端審問・都市が相互に取り結ぶ権力関係を文書の機能の変化という観点から把握してみたい。

2. 14世紀ルッカにおける権利をめぐる攻防 —— 裁判記録の分析から ——

中谷 惣

本報告では、14世紀ルッカにおいて人々がどのように土地などの権利を認識し、それを守り獲得しようとしていたのか、そしてその中でどのようにコムーネの裁判を利用していったのか、この点を裁判の内容から明らかにする。

12世紀以降、北中部イタリアでは都市の自治組織であるコムーネが都市の統治権力として確立する。それに伴って14世紀にはすでにコムーネが管轄する法廷が常設され、紛争解決と権利保護において中心的な存在となっている。実際、ルッカでは民事だけでも年間6,000件以上もの裁判が行われている。

これまで中世後期の都市における法と裁判の問題は条例や法学者の著作を史料とした研究が主流であった。そこでは裁判を社会統制の装置として捉えて統治側の意図を探るものや、私権上の権利に関してローマ法を基にした法学者の思考を読み解くものがある。本報告では、これに対し、法人類学的な視点を取り入れた近年の紛争史研究に倣い、法と裁判を一手段として利用する当事者の実践に焦点を当てて考察を行う。なお、裁判記録（主に民事）を史料として用いる。

本論では、まず裁判での訴えとその後の展開に注目する。訴えは主に地代や家賃の滞納に関して行われていた。しかしそうした訴えは、土地や家屋などの権利に関する複雑な問題を背景としていた。そのため争点はすぐさま滞納の問題から所有権などの権利の問題へと移っていく。権利が自らに属することを、当事者はさまざまな根拠を持ち出して主張し証明する。ここでの内容から当事者が裁判の内外で何を権利の拠り所として行動していたのかを検討する。当事者は権利の証明に証書と証言という方法を用いている。それらはそれぞれ、契約で獲得した権利上の所有と長年の実質的な占有という権利保持のあり方に対応していた。それらは時には相反する性質を示すが、公開性という共通の原理も存在する。当事者は地域社会における公開的な空間において、証書を作成したり、自らのもののように土地を占有したりすることで、権利を積み重ねていたのである。

こうした活動を行う人々が何を求めて法廷にやって来るのか。判決に至る訴訟の割合の低さ、判決に対する上訴の多さから、権利確定のために裁判を利用しているのではないことは明らかである。ここにおいても裁判や諸手続きの公開性が権利蓄積のために重要な要素として当事者に認識されていたことが考えられる。

3. 中世後期フランスにおける都市ポワチエと王権

大宅 明美

最近のフランス中世の都市—王権関係をめぐる研究成果は総じて、王権の伸長と安定に伴い、王権から都市へ注がれる期待が、既存の諸勢力に対する対抗拠点としての役割を主眼とするものから、王権に対して財政的貢献をなしつつ同時に地域編成の中心地として機能するという役割へ、と徐々に変化していったことを明らかにしてきているとすることができる。しかしながら、王権からの要求とその変化に直面した都市の側の対応はどうであったのか。特に、都市内部や地域の社会的側面にまで踏み込んで解明しようとする研究はあまりなされていないと言ってよい。

中世盛期以来、西フランスのポワトゥー地方の首邑ポワチエは、コミュニヌとして組織された国王直属都市として地域における王権の強化と安定に大きな役割を果たしてきた。コミュニヌの長であるメール（市長）は国王への臣従礼を行い、王権から要求があった際にはコミュニヌ軍を率いて出陣する国王直属の封臣としての義務を負ってきたのである。

百年戦争開始を控え、政治的緊張が高まる中で王権から諸都市に対する財政的な負担要求は格段に増加する。ポワチエにおいては、コミュニヌ軍の出陣要請も頻繁に行われた一方で、次第に金納化された軍事奉仕の要求が目立つようになり、しかもそうした代納金と戦費分担のための援助金との境界がきわめてあいまいになっていく過程が見て取れる。ここには、それまでの封建的な軍事奉仕義務の徴収システムからより一般的な税徴収システムへと向かう、13世紀後半から14世紀前半にかけてフランス王権が進めていく財政制度の整備の一端があらわれている。本報告は、ポワチエのコミュニヌ文書庫に伝来する史料群を主たる材料として、こうした王権の要求の変化に直面した都市と地域がどのように対応したかを分析する。効率的に税を徴収する地域的枠組が作り上げられていく過程において、中世後期の都市ポワチエをめぐると社会諸集団間の関係がどのように変化したかを読み取ってみたい。

4. 中世後期フランスにおける狩猟と狩猟術の書

—— 14 世紀後半におけるフランス語の狩猟術の書成立に関する一考察 ——

頼 順子

14 世紀後半のフランスでは、4 点の狩猟術の書、すなわちアンリ・ド・フェリエール『モデュス王とラティオ王妃の書』、ガース・ド・ラ＝ビュイーニュ『狩猟の物語』、ガストン・フェビュス『狩猟の書』、アルドゥアン・ド・フォンテーヌ＝ゲラン『狩猟宝典』が、相次いでフランス語で著された。狩猟は、武術や馬術などとともに、中世初期から戦士の領主階級の成員にとって習得すべき技の一つであり、幼少時代から狩猟を嗜むのが一般的だった。いっぽう、西欧の狩猟術の書の歴史は 10 世紀にはじまる。初期の著作はラテン語で書かれ、14 世紀前半まで、フランスではおもにラテン語の著作とその翻訳が受容されていた。狩猟術の書の研究は、これまで G. ティランダーをはじめ、文学・文献学分野の研究者によるテキスト分析と校定本の作成を中心に行われており、14 世紀後半のフランスにおいて新たな俗語の著作が必要とされた歴史的背景について検討されることは、ほとんどなかった。しかし、14 世紀から 15 世紀前半のフランスでは、狩猟に関連する王令がたびたび発布されており、上記 4 点の狩猟術の書の成立時期と重なっていることは、注目に値する。

本報告では、4 点の狩猟術の書が相次いで著されたことと、狩猟に関する法律が制定されたこととの間に、なんらかの関連性があるかどうか検討する。最初に 1254 年から 1413 年の間に発布された狩猟関連の王令を分析し、14 世紀中葉までは在地領主層による禁猟地の縮小・撤廃の要求とそれに対する王権の譲歩、14 世紀末から 15 世紀初頭にかけては、王権による狩猟の統制強化、平民の狩猟権の否定という大きな流れがあったことを明らかにする。つぎに、4 点の狩猟術の書の著者、執筆の目的、写本の所有者について分析を行う。4 点のうち 3 点は、戦士の領主階級出身者によって、ブルゴーニュ公フィリップ（豪胆公、1342-1404）、アンジュー公ルイ 2 世（1377-1417）ら、フランスの王族のために執筆されている。また、現在判明している古写本の所有者の大半は、著者たちと同じ戦士の領主階級に属している。これらのことから、14 世紀から 15 世紀初頭にかけて、狩猟を「高貴な者」の特権的な営みとして位置づけようとする領主階級の欲求によって、狩猟関連の王令と 4 点の狩猟術の書が生み出されたと考えられるのではないだろうか。

5. 中世末期フランスにおける王権と都市の軍事的諸関係 —— ポワトゥ地方を中心にして ——

亀原 勝宏

フランス王権にとって、中世末期にあたる14・15世紀は、旧来の領主＝貴族層が危機の時代を迎える反面、徐々に王権の下にそれら没落領主層が吸収され、王権は司法・行政・軍事における諸機構の構築によって拡大強化されていった時期である。特に、軍事的側面における制度的改革は、そのような過程の中でも重要であった。封建制社会における封主 - 封臣間の関係は、封臣による封主への軍役奉仕がその関係の一翼を担うという形で成り立っているからである。その軍隊組織が中世的なものから変容し君主制の支柱になるという観点に立てば、15世紀は、近代国家形成に向けての基礎を築いた時期であるといえる。すなわち、15世紀中葉の国王常備軍の創設は、まさにフランスにおける軍制史上の転換期であったと考えられる。

制度的に軍事力が王権に収束していくなかで、そこで創設された恒常的な軍隊を維持するためには、財源が必要であった。フランス王権の軍隊を維持する上で不可欠な財源を担い、その軍事政策において重要な役割を果たしたのは都市であった。シャルル7世期に創設された常備軍である勅令部隊 (*compagnie d'ordonnance*) は、都市に駐屯し、都市によって養われていたのである。

中世後期、フランスにおいて王権と緊密な関係を持っていたのは、「良き都市 (*bonnes villes*)」と呼ばれる都市であった。王権の都市に対する軍事政策は各都市に応じて様々であった。そのため、本報告においてはポワトゥ地方に限定してみたい。ポワトゥ地方は、ポワティエを中心都市とする地方であり、シャルル7世が「ブルジュの王」と呼ばれた時代から、ポワティエに高等法院をはじめ援税院 (*cour des aides*)、そして大学が設置された。地理的・政治的に重要な地方で、いかなる介在もなく王権に属していたということもあり、王権と良き関係を築いた都市の一例として、軍事的側面からポワティエ及びポワトゥ地方を見ていくことは、中世末期の王権と都市との関係を明らかにする上で重要な指標となると考えている。中世末期における王権の特性を考察し、王権の公権力としての確立をみていくことが本報告の主旨である。

近世史部会 I

5月11日(日) 9:30~12:35 教養講義室棟2号館601教室

報告者 報告要旨掲載頁

1. 坂野正則 (東京大学) p. 28
司会者 宮崎揚弘 (帝京大学)
2. 大原詠美子 (奈良女子大学) p. 29
司会者 阿河雄二郎 (関西学院大学)
3. 君塚弘恭 (京都大学) p. 30
司会者 深沢克己 (東京大学)
4. 鹿住大助 (千葉大学) p. 31
司会者 高澤紀恵 (国際基督教大学)
5. 田中 佳 (一橋大学) p. 32
司会者 長谷川輝夫 (上智大学)

1. 17世紀フランスにおけるパリ外国宣教会の設立 —— 亡命スコットランド人聖職者の書簡を中心に ——

坂野 正則

近世フランスの海外宣教は、17世紀前半から国王政府による植民地建設や民間の経済活動と協働しつつ展開される。しかし、インド洋沿岸や東アジアでは、15世紀後半から既に海外進出を果たしたスペインやポルトガルが彼らの排他的保護下にイエズス会宣教師を中心とする宣教事業を実施しており、フランスはこの先駆的事业に追随する状況にあった。

しかし、ローマ教皇庁布教聖省は、1650年代から宣教事業の見直しを図り、同省主導による事業の集権化とそれを実行する新たな宣教組織をフランスのカトリック教会の内部に模索する。当時のフランスでは、カトリックの有力者層がプロテスタント諸国の海外進出に対抗するため、宣教師の派遣準備や援助を積極的に推進していた。こうした布教聖省の戦略と国内での海外宣教支援の高まりを背景として1660年代初頭に設立されたのがパリ外国宣教会である。

伝統的なフランス宣教史では、公的な宣教報告書を史料として、この時期の布教聖省による宣教事業の再編は、スペイン・ポルトガルとフランスという国家を枠組みとした競合関係の中で分析されてきた。しかし、実際に布教聖省とフランスのカトリシズムとを仲介したのは、布教聖省で活動していた亡命スコットランド人聖職者ウィリアム・レズレである。彼がパリ外国宣教会に宛てた書簡からは、公的な報告書には記されない交渉の実態や宣教組織間の人脈や具体的な関係が窺える。

そこで本報告では、このレズレ書簡の分析を中心に据え、まずパリ外国宣教会設立の社会的・宗教的背景とこの宣教組織の特徴を解明し、次にこの組織の活動を存続するための布教聖省との交渉、フランス王権やイエズス会への対応を分析し、最後にスコットランド人聖職者とパリ外国宣教会との交流から、この組織の国際性と多面性を解明する。以上の分析を通じ、17世紀中期における宗派内部の国境を越えた人脈と宣教事業をめぐる国際的重心の移行が明らかになるだろう。

2. ルイ 14 世治世下の南フランスにおける カトリック教化活動と民衆社会

大原詠美子

ルイ 14 世治世下、国家統一には宗教統一が不可欠であるとして、異端を排除すべく、厳しい政策が国内のプロテスタントに対して実施された。その結果、竜騎兵によって行われた暴力的な強制改宗や、プロテスタントの国外流出等が生じた。根強い抵抗を示した南部のプロテスタント勢力に対しては、ナント王令廃止と共に、各地から召集された国王宣教師団が送り込まれ、在地の修道会と共に、プロテスタントを真に改宗させるためカトリック教化活動も熱心に行われることとなる。

本報告で取り上げる低ラングドック地方は、南部のプロテスタント勢力の強い地域であり、特に山岳地帯のセヴェンヌ地方では、その孤立した地理的条件も重なり、厳しい迫害にもかかわらず、プロテスタント住民が己の信仰を密かに守り抜き、抵抗を続けていた。実際のところ、このプロテスタント勢力は国の中枢から遠く離れており、国内総人口からいけば圧倒的に少数派である。しかし、産業・商業面で発達した地域であること、王権の統制力が及び難い地方三部会地域であること、さらにはプロテスタント諸外国との繋がり等が懸念された地域であり、政府にとっては決して軽視することはできなかった。そのため、この地のプロテスタントを改宗させることは王国の統一のためには重要であり、それと同時に、こうしたプロテスタント勢力と常に相対するカトリック民衆の信仰を確たるものとすることも、派遣された宣教師団に課せられた使命であった。

しかし、彼らの活動は予想以上の困難に直面する。その困難の要因として、まず、後にカミザールの乱(1702~04 年)という、信仰の自由を求める民衆蜂起の形で表出することになる、プロテスタントの根強い抵抗がある。それに加え、宗教戦争期のカトリック教区教会の破壊等による施設面の不足、一般信徒を導く教区付聖職者の知的・道徳的レベルの低さ等の人材面の問題が挙げられる。さらにカトリックとプロテスタントの民衆が、日常生活においては宗教の境界線を越え、姻戚、隣人、商売相手として結びつき、地域社会を築き上げていたことも教化活動の支障となった。そのため、こうした地域に対応できる教区付聖職者や教師の育成及び施設の整備が、宣教師たちの急務となる。本報告では、こうしてカトリック教化活動において取り組まれた、17 世紀後半からの地方における教育について、その方針、普及過程、成果を明らかにする。

3. 近世フランスの商業会議所に集う商人たち —— 18世紀初頭ボルドーの事例 ——

君塚 弘恭

本報告は、近世フランスの海港都市において、政治的活動に参加し、社会的上昇をとげた商人グループについて具体的に描くことを試みるものである。

1701年、フランス王国国務会議は、その諮問機関である商務顧問会議に代表者を送っている都市に対し、商業会議所の設置を要請した。この国務会議決定は重商主義政策の一端を成し、地方における経済政策の拠点の形成という意味を持っていた。これに対し、要請を受けた都市の商人たちの反応は決して積極的なものではなかった。例えば、サン＝マロは商業に対する王権の過度な介入をきらい、設置を受け入れなかったし、ナントもまた正式な回答を出さなかった。しかし、南西部の海港都市ボルドーについていえば、いくつかの議論を重ねる必要からすぐに回答できなかったものの、積極的に受け入れる姿勢を示した。その理由の一つとして仮定できることが、社会的上昇のための、いわば「名誉の階梯」として会議所を利用しようとした可能性である。

本報告は、このボルドーに設置されたギュイエンヌ商業会議所の運営を担った貿易商人を対象として、彼らの社会的上昇の過程を考察する。彼らはどのような商人で、どのように王権と関わり、どのように社会的上昇を遂げたのであろうか。史料としては、ジロンド県文書館に収められた商業会議所議事録、公証人文書を主に用いる。

本報告を通じて、私たちは次のような事を明らかにするだろう。第1に、商業会議所は、ボルドーの商業活動全般について把握し、「商業の利益」となる政策を引き出すために王権に意見の提出を行った。会議所は政治的な場であり、運営を行った商人たちは、現場の商人の代弁者としてふるまった。第2に、会議所の運営委員は、現役の商人から選ばれたが、彼らの商業活動領域は主に三つであり、植民地貿易、ヨーロッパ内貿易、金融業に分類された。第3に、血縁関係からは、商人層と貴族層との婚姻関係が確認される。また、彼らの婚姻は戦略的であり、会議所に集った商人たちは互いに姻戚関係にあり、エリート商人層の閉鎖性を表現する。第4に、商人たちの上昇経路は王権によって保証された。会議所での活動は貴族になる際に評価されたのである。

4. 18世紀前半のリヨン絹織物業ギルドと王権 —— ギルド規約の改定を中心に ——

鹿住 大助

1667年、国内産業の振興と王権によるギルドへの積極的介入を目的としたコルベールの政策の下、リヨンの絹織物業ギルドに体系的な規約が定められた。これ以降、18世紀を通じて織機台数や織工数が増加した結果、リヨンはフランス王国内だけでなく、ヨーロッパにおける絹織物生産の中心地となった。王権にとって絹織物業とギルドの重要性が高まる一方で、ギルドの内部では親方身分が商人層と織工層に分化し、ギルドにおける前者の支配的地位が確立していったことが指摘されている。商人層のギルド支配は、コルベール期に定められたギルド規約が、18世紀前半にかけて商人層に有利なかたちで繰り返し改定された結果、より確実なものとなっていったのである。

本報告では、この繰り返し行われたギルド規約の改定について検討を加える。ただし、改定されたのは親方身分の区分に関する規則ではなかった。絹織物の製法や営業規制、共同体としての秩序を定めた規則の変更についても具体的な分析を行い、改定の全体像を把握する必要がある。また、どのような過程と手続きを経て規約が改定されたのかを明らかにし、ギルドと王権がおかれた同時代の状況や、両者の利害を考察することもアンシャン・レジームの研究には不可欠であろう。

これらの検討のために用いる史料は、リヨン市文書館所蔵のフランス革命前の商工業に関する文書のうち、絹織物業ギルドに関連するものである。具体的には、規約の発効を定めた王令や実際のギルド規約を分析の対象とする。規約はギルドの制度的枠組みを定めたものであり、18世紀前半には王権の意向とギルドに属する商人・職人の要求によって改訂されていった。本報告では、これらの規約に加えて、その改定をめぐる提出されたギルド親方の請願書や報告書、集会の議事録、会計報告書を史料として用いながら、王権とギルド親方とのやり取りを通じた制度の改変について具体的な考察をおこなう予定である。

以上の史料にもとづく検討によって、18世紀前半の規約改定を通じてリヨンの絹織物業ギルドと王権とがどのような関係を構築し、それがどのように変化していったのかを論じたい。絹織物業ギルドを一事例として議論することで、同業者団体と権力との関係の具体像を描くことができると考える。

5. フランス革命前夜における祖国愛の称揚 —— ダンジヴィレの「奨励制作」を事例として ——

田中 佳

本報告で考察の対象とするのは、ルイ 16 世(在位 1774-1792)の下で注文された「奨励制作」と呼ばれる一連の絵画と彫刻作品である。これは当時の王室建造物局総監 ダンジヴィレ伯爵(在任 1774-1791)がアカデミーの美術家たちに発注したもので、当時ルーヴル宮内に開設が計画されていた美術館で展示することを目的としていた。元々は、過去の巨匠たちの作品から成る王室コレクションの公開に主眼が置かれていたこの美術館に、ダンジヴィレは同時代の美術家による作品の展示を加えようとしたのである。

ここには、ルイ 14 世時代に栄華を誇った、美術における「フランス派」の再興を目指す意図が窺えるが、その内容は全く異なっていた。奨励作品は古典的な主題とフランス史に題材を得た主題、そしてフランス史上の偉人像から成っていたが、ここに登場する偉人には軍人や行政官に加えて劇作家や哲学者などが含まれ、画布に表わされたのは彼らの人間愛に基づく徳ある行為、すなわち家族愛や孝心の重視、無私に行ないといった、いわば「穏やかな徳」の行為であった。これまで繰り返し描写されてきた、軍功を中心とする国王や将校たちの偉業の称揚は影を潜め、神話や宗教の題材も周縁に追いやられる。こうして美術館における奨励作品の展示は、輝かしいフランスの新たなイメージ、および道德規範の新たなあり方を提示する役割を担うのである。

このような注文の背景として考えられるのは、7 年戦争(1756-1763)以降に広く認められる祖国愛称揚の動きである。この戦争の敗北の原因を追究する議論は、フランス軍内部の問題に留まらず、広くフランス人の道德の問題にまで発展し、祖国愛を軸とした道德の再建が求められるようになるのである。これはアカデミー・フランセーズの偉人称賛コンクールに象徴的に現われているが、ダンジヴィレの奨励制作もまたこの文脈に位置づけられ、視覚的な側面から祖国愛の称揚に寄与することを目指していたとも考えられる。

本報告では奨励作品の主題と特徴を紹介し、これを同時代の祖国愛称揚の潮流と関連させながら分析することで、フランス革命前夜の文化的変容をめぐる議論に一つの視点を提示したい。

近世史部会Ⅱ

5月11日(日) 9:30~12:35 教養講義室棟2号館501教室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 花田達郎(早稲田大学)……………p. 34
司会者 土井美德(創価大学)
2. 高津秀之(早稲田大学)……………p. 35
司会者 田中俊之(金沢大学)
3. 小林繁子(東京大学)……………p. 36
司会者 日置雅子(愛知県立大学)
4. 仲丸英起(慶應義塾大学)……………p. 37
司会者 井内太郎(広島大学)
5. 水井万里子(九州工業大学)……………p. 38
司会者 青木 康(立教大学)

1. 近世イングランドにおける議会主権論の形成

花田 達郎

イギリスの議会主権論に関して、19世紀の著名な法学者アルバート・ダイシは、「議会における国王」を構成する国王、貴族院、庶民院が、無制限の立法権力という「主権」を対等に分有していると規定している。「主権」に対する上記三者の対等性という主張自体は、研究史上、1642年までに遡ることができるという。

こうした議会主権論の重要性は、「主権」の所在を明確化したことにある。1642年以前においては、法制定者である「議会における国王」の中で、「主権」たる立法権を行使しているのは誰かという問題になると、二つの理解があった。一つは、貴族院と庶民院の同意を得て、国王のみが立法権を行使するという考えで、もう一つは、国王、貴族院、庶民院の三者が、それぞれ「対等な身分」として、立法権を行使するという見解であった。後者の主張がここでの議会主権論を意味し、本報告では、1642年以前における議会主権論の形成を問題とする。

従来、議会主権論の形成に関しては、多数の研究がなされてきたが、それらは大きく二つに分類することができよう。①1642年における国王派と議会派の内乱が、「主権」の所在という問題を先鋭化させた結果、議会派が国王に反旗を翻した行動を正当化するために、議会主権論を新しく構築した。②1530年代から50年代における体制変動を実現させた議会制定法が、その法的至上性（「主権」）を確立させて、議会主権論が成立した。ここから言えることは、①の研究は1642年以前の議会論と、42年以後の議会主権論との「断絶」を強調し、②の研究は16世紀半ば以降、1642年以後も続いていく議会主権論の「連続」性を重視しているということである。だが、議会主権論の形成を考える場合、むしろ注目すべきは、16世紀末から1642年までの時期ではないだろうか。この期間に、ジャン・ボダンが初めて提唱した「主権」論が、イングランドに導入され、そして、それが同国伝統の「議会における国王」論と結びつくようになるからである。従来の①、②の研究は、この時期の展開をあまり顧みていないように思える。

以上より、本報告では、16世紀末から1642年までを対象に、当時の議会記録を主に利用しながら、どのようにして、「議会における国王」論とボダンの提唱に基づく「主権」論とが結び付けられて、主権に対する国王、貴族院、庶民院の対等性という議会主権論が形成されたのかという問題を考察したい。

2. 16世紀後半におけるケルン市の法律顧問官

高津 秀之

ペーター・ブリックレは、著書『ドイツの臣民』において、1550年から1800年の時代を、「平民」の脱政治化の時代と位置づけた。このことは、報告者の研究対象であるケルン市にも、完全に当てはまるように思われる。宗教改革と宗派紛争の時代といえるこの時期について、ケルンの参事会の「絶対主義化」と「平民」（一般の商人・手工業者）の政治的影響力の低下を指摘できる。

この政治文化の変容と並行して、あたかも「平民」の政治的後退に伴う空白を埋めるかのように、新しいエリート層が台頭してきた。ゲルハルト・エストライヒが、その歴史的意義を論じた法律顧問官（Syndicus）である。大学法学部での学歴を有する彼らは、その「政治的叡智」を駆使して、条令の制定、裁判の監督、文書管理、外交活動など、都市統治のあらゆる問題にかかわった。

「平民の脱政治化」と「新エリートの台頭」一、これらは、中世における都市と、近世のそれとを隔てる本質的な相違を考察する上で、重要である。しかし、近世都市の法律顧問官の実像については、我が国ばかりでなく、ドイツの歴史学界においても、これまであまり論じられてこなかった。これに対し、本報告では、近世都市ケルンの法律顧問官を対象として、以下の三点を論じる。

第一に、16世紀後半における、この都市の法律顧問官職の制度的変化を概観する。中世後期以来、参事会は1－2名の法学者を顧問官（Rat, Syndicus）として任命し、個別の案件に対して助言を求めていた。しかし、16世紀後半以降の法律顧問官職は、それまでの大学教授のいわば「副職」としての顧問官職とは異なる。この時期に制定された複数の服務規程を比較するならば、この職が、都市の官僚としての職掌・権限を拡大していく様子をうかがうことができる。

第二に、顧問官の活動の実態を検討する。とりわけ本報告では、公文書管理と外交という二つの活動を取り上げる。前者については、1587年の尚書局組織の再編成との関連において、それを論ずる。また後者については、1594年と1598年のレーゲンスブルク帝国議会における活動を検討する。

第三に、16世紀後半における顧問官職就任者9人の人物史的分析を行う。そして、旧来の門閥エリートに対する学識者エリートの政治的実践の革新性を述べた、ハインツ・シリングの評価が、ケルンの顧問官に妥当するか否かを考察する。

3. トリーア選帝侯領における魔女迫害 —— 民衆組織「委員会」を中心に ——

小林 繁子

魔女迫害は16世紀から17世紀に苛烈を極め、ヨーロッパ全土で4～6万人の犠牲者を出した現象であり、G. エストライヒの「規律化」理論やH. シリングの「宗派化」論との関連においては、文化的均質化の過程で当局により逸脱的な民衆文化が「上から」排除されたものと解釈されてきた。他方、近年の研究では、民衆の自律的活動としての迫害、民衆による「司法の利用」が注目されている。

R. フォルトマーらが中心となった研究プロジェクトでは「トリーアの魔女迫害」シリーズとして1996年から研究論集や史料集を刊行しているが、それら地域研究は、むしろ当局の力が弱いところで迫害は大規模となり、中小領邦では民衆が迫害に際して決定的な役割を果たしたことを指摘している。

本報告で取り上げるトリーア選帝侯領は神聖ローマ帝国の中でも特に魔女迫害の集中した地域であり、同時に「委員会」と呼ばれる民衆の魔女迫害組織が盛んに形成されたところでもある。トリエント公会議決定を受け、トリーア選帝侯が大司教として改革の実現に尽力したことも含め、魔女迫害における規律化の働きと共同体の自律性との相互連関を考察する上で、トリーア選帝侯領は一つのモデル地域と見なそうる。

選帝侯法令や裁判記録などの史料から明らかになるところによれば、委員会は共同体の中から選出されたメンバーからなり、告訴状の作成と裁判費用の保証の2点を中心的な任務とするほか、被疑者の拘束、監視、拷問への立会いなど、裁判のあらゆる場面に活躍した。委員会は、隣人同士が告発しあうという共同体の内部的崩壊と、共通の敵である「魔女」を放逐しようとする村人の協力関係を同時に体現するものである。委員会による魔女裁判を考察することは、伝統的な共同体のあり方の変化と、近世的な刑事司法の成立とに民衆がどのように向かい合ったのかをとらえる上で重要である。委員会の活動には、共同体が自らの平和維持のために自律的に活動するという伝統的な裁判のあり方を見ることができる。しかし同時に、選帝侯の禁止にもかかわらず彼らが持続的かつ広範囲に活動することができたのは、在地役人との協力関係の賜物であった。

本報告では、16世紀後半の聖俗の諸改革に対する民衆のリアクションとして魔女迫害を捉え、共同体自治の伝統を顧慮しつつ、民衆組織「委員会」とそれをとりまく在地役人、土地領主、選帝侯をめぐる重層的な社会関係を明らかにしていきたい。

4. 近世イングランド議会における象徴性 —— 議会行進と礼拝式を中心として ——

仲丸 英起

従来の近世イングランド議会を巡る議論は、J・E・ニールのような伝統主義者と、G・R・エルトンやM・A・R・グレーヴスらいわゆる修正主義者との対立を基軸として展開されてきた。だが近代化に果たした議会の役割を念頭に置きつつ議論を進めている点で両者に相違はなく、同一次元において争われてきた論戦であったとも言える。このような視点に固執する限り、結局現代の議会と関連する領域のみが論じられ、それ以外の部分が捨象される傾向が強くなってしまふ。

他方人類学や社会学の分野においては、ヨーロッパの政治文化において儀礼や儀式が果たしていた重要性が認識されつつある。またテューダー朝期における国王の入市式や葬儀等を対象として、歴史学の分野においても国内外で研究が進捗しつつある。こうした動向に鑑みると、議会の開催に伴って举行される儀礼も多方面にわたる影響を有していたのは明らかであり、それを顧みずに近世イングランドにおける議会の機能について論じても不十分との誹りを免れない。

今回報告者はこうした問題関心に則って近世イングランド議会の再認識を試みた。具体的にはJohn Nichols, *The Progresses and Public Processions of Queen Elizabeth*, 3 vols, 1823. あるいはRobert Glover, translated and revised by Thomas Miles, *The Catalogue of honor*, London, 1610. 等の一次史料にもとづいて議会開会時の行進およびウェストミンスター寺院での礼拝式等一連の儀式を再構成し、同時代における他の儀式との比較検討を行いつつ、これらの儀式が有していた政治的および社会的意義について考察を加えた。

ここで結論のみを述べれば、次の三点に要約される。1. 国王が中心となるように配置された議会行進は統治の源泉としての位階や秩序を明示し、理想としての世界像を具現化したものであった。2. ウェストミンスター寺院で举行された礼拝式は教権をも包摂する国王権威の称揚、さらには全体としての議会の称嘆を目的としたものであった。3. このように一連の儀礼は国家と社会の再生産に寄与していたのであるが、しかし一方でそこには秩序の崩壊を露呈させ、王権を制限するレトリックが介在する契機が常に存在していた。したがって議会儀礼は統治システムとして一定の機能を果たしていたが、結果的にその不安定性を払拭できなかったと考えられる。

5. 近世イングランドの地域性とコーンウォル —— すず鉱業者「ティナー」を中心に ——

水井万里子

近世イングランドの一州コーンウォルでは、ケルト系言語コーンウォル語（ケルノウ語）話者や、すず鉱業従事者「ティナー」が、独自性の強いコミュニティを形成していた。本報告の対象時期であるテューダー朝末期から初期ステュアート期にかけて、イングランドにおいて最多の下院議席が同州に配分される一方、皇太子であるコーンウォル公爵が、「コーンウォル公領」と、すず鉱業者集団「スタナリーズ」を中世以来統括しており、これらは国制史上の同地域の顕著な特色である。特に、コーンウォル公爵下の上記の二機関を通じた王権とコーンウォルの人々の強固な結びつきは、内乱期の王党派に多数の住民が加わった同地域の「忠誠」の問題に関する重要な論点である。

本報告では、まず、17世紀のイングランド内乱史研究において提唱される三王国論にウェールズ、コーンウォルの事例を加えて論じる研究、さらに1549年の諸反乱を基点として18世紀に至る長期的視野で地域社会の実証分析を行う近世イングランド反乱史の研究等に依拠しながら、実証研究の極めて少ない近世コーンウォル史の論点を整理する。この際、1549年の西部反乱以降の近世コーンウォルの歴史的状況を明らかにする余地が研究史上に大きく残されていることを示す。

次に、上述の論点をふまえて、16世紀末から17世紀半ばにかけてのスタナリーズの状況について実証的に検討していく。この時期、すずに関する利益を追求する王権は、財政的欲求からすずの流通に積極的に介入した。国王大権による課税の正当性を議会で厳しく問われ続けた当該時期の王権は、ロンドン商人を先買請負人としてすず流通に介入させることで、請負人からの多額のレントを歳入とし、これを維持するために従来の王権＝スタナリーズ間の緊密な関係性を揺るがしかねない財政諸策を取り続けたのである。

報告後半では、こうした状況に対するコーンウォルのティナーの反応や、外部勢力とティナーの関係性について、英国公文書館所蔵（The National Archives: 旧 Public Record Office）の資料を中心に分析し、近世コーンウォルの地域性をめぐる議論の端緒とする。本報告は H18-20 年度科学研究費補助金（基盤 C）の研究課題の成果の一部である。

近世・近代史部会

5月11日(日) 9:30~12:35 教養講義室棟2号館404教室

報告者 報告要旨掲載頁

1. 古家弘幸 (徳島文理大学) p. 40
司会者 北 政巳 (創価大学)
2. 岩住希能 (専修大学) p. 41
司会者 富田理恵 (東海学院大学)
3. 山本浩司 (University of York) p. 42
司会者 坂本優一郎 (京都大学)
4. 伊藤航多 (東京大学) p. 43
司会者 岩間俊彦 (首都大学東京)
5. 森口京子 (奈良女子大学) p. 44
司会者 上垣 豊 (龍谷大学)

1. スコットランド啓蒙時代の光と影

—— 18世紀オークニー諸島の事例から ——

古家 弘幸

18世紀の啓蒙時代のスコットランドは、哲学や文学、経済思想の革新を遂げ、産業革命の黎明期を迎えるなど、明るい側面で特徴付けられることが多い。しかし他方では、取り残された伝統的な地域社会や階層から、「改良」の時代潮流に対する異議申し立てがなされ、しばしば対立と混乱を生んだ。本報告の目的は、18世紀オークニー諸島における利害衝突の一事例をもとに、スコットランドにおける「啓蒙」の位相を考えることである。

本報告で取り上げる事例は、「パンドラー訴訟」と呼ばれる法廷闘争である。オークニー諸島の大地主であったモートン伯爵と、所領の借地権者であった在地地主たちとの間で、地代を決める衡量単位をめぐる争われた激しい訴訟である。法廷外では中傷合戦が繰り広げられ、在地地主たちに対するモートン伯爵の「抑圧と圧制」のうわさが喧伝された。

本報告では、この事例を通して、イングランドとのユニオン（1707年）以降の貿易の拡大に伴って激化していく経済競争に対応すべく、スコットランドにおける「改良」を推進する側と、それに対応し切れない地方の伝統勢力の間の対立に、啓蒙時代の複雑な光と影が見られることを示したい。オークニー諸島の場合、スコットランド本土よりも経済発展に遅れを取っていた。その分、競争力向上を図ろうとした本土出身の大貴族と、地元根付く所領経営者との対立は激しくなりがちであった。「パンドラー訴訟」は、そのような利害対立の典型例を示している。経済のグローバル化と国民国家、地域文化の相克という、現代でもしばしば注目される大きな問題の源流ともいえる。

また本報告では、「パンドラー訴訟」について論じた同時代の文献として、スコットランド教会の牧師であったトーマス・ヘップバーンの『オークニー諸島の貧困』（1760年）を取り上げる。後の社会科学の母体にもなったスコットランド啓蒙時代の思想が、明るい将来展望を肯定すべく普遍的な社会原理を提示しようとした背景に、当時の新しいユニオン体制下における商業的競争をめぐる利害対立と政治的抗争が大きな問題として存在していたことも、あわせて明らかにしたい。

2. 近代スコットランドにおけるチャップブック —— 民衆文化におけるスコットランドらしさの形成 ——

岩住 希能

本報告は、18世紀後半から19世紀前半のスコットランドにおける民衆文化、とくにチャップブックと呼ばれる民衆むけ出版物にみられる歴史観およびナショナルアイデンティティの形成を探るものである。報告は、「スコットランドにおけるチャップブックの社会史」、「スコットランドにおけるチャップブックの世界」および「チャップブックの可能性と課題」の3部からなる。

「チャップブックの社会史」では、その定義、書き手、出版業者および読者層の輪郭を探り、チャップブックの持つ特性を理解する。また、「スコットランドにおけるチャップブックの世界」では、スコットランド国立図書館所蔵のローリストン・キャッスル・コレクションに収められたチャップブックをもとに、チャップブックのジャンルや特徴についての分析を行う。最後に、チャップブックの史料としての可能性と課題を模索する。

その結果として、スコットランドにおけるチャップブックには、マンドゥルー、ミュシャンブレやノイバーグらが主張するような中流もしくはエリート層による民衆の支配（騎士道物語をとおした道德律の徹底等）を想起させるような著作は少なく、また、チャップブックの多くを占めるスコットランド史の記述（ウィリアム・ウォレスの伝記等）の分析から、当時民衆に普及していた歴史観はスコットランドの歴史的独自性を主張する一方で、イングランドの国全体と対立していたわけではなく、むしろ連合王国の中でイングランドとスコットランドが対等なパートナーであることを強調していたことがわかる。また、このような歴史観は、「政府なき国家 (a stateless-nation)」としてのスコットランドらしさ (Scottishness) を如実に反映していた。

このような特徴から、民衆向け出版物および民衆文化もまたチャップブック同様に、従来論じられてきたようなエリート文化との二項対立軸として捉えるのではなく、むしろ民衆とエリート層の関係の表象として捉えることが適切であることが理解される。そして、その関係は流動的かつ可塑的であり、発信時期によって対立、エリート層による民衆支配、和解、妥協、調和といったさまざまな様相を呈すると考えられる。

3. 投機事業と地主の徳

—— Sir Humphrey Mackworth のケースを手がかりに ——

山本 浩司

戦争に換わり得るヨーロッパ覇権への鍵として経済発展が追求された金融革命期イギリスにおいて、地主層の協働と介入は商業活動の重要な一面だった。また結果としての経済発展は、関与者の私的利害に留まらない国家戦略の一部として論ぜられた。本報告は、地主層の商業参与のこのような公共性を、投機事業を事例に再検討する。

ジョン・ポーコックとその批判者によれば、地主貴族が強調したcivic virtue（公共善を志向する徳）は動産ベースの交換経済からの断絶を前提に定義された。その為、彼らの商業参与に公共性を認めるような議論は成り立ち得なかったという。確かに、異なる職種の社会的役割や参政権を議論する文脈においては、商業、特に投機事業は私欲の追求としてしばしば断罪された。しかし、この文脈からは、多くの地主貴族が商業参与したにもかかわらず、彼らが参与の公共性をどう理解し正当化（legitimize）したかという直近の文脈は見えてこない。

この問題への切り口としてハンフリー・マクワース（Sir Humphrey Mackworth, 1657-1727）に着目する。High Country Toryで有力地主だったマクワースは、政治闘争の文脈においてはホイッグMonied Menを痛烈に批判した。しかしながら、そうしたキャリアは自ら指揮した鉱山冒険社（the Company of the Mine-Adventurers of England）での投機事業を背景に成立していたのだった。

本報告は、冒険社の広告と運営議事録、マクワースの手紙、日記、政治パンフレット等の史料をもとに、投機事業と地主の徳の親和性を検討する。まず、議員活動や慈善活動と同様に、冒険社の活動も公共善の追究の一環とみなされた。次に、会社における公共善の達成には、地主層への信頼（trust）を軸とする関係者の共働が不可欠で、それは代表制における議員と被統治者の関係と類似していた。また、地主貴族のこうした役割は、マクワース一個人の振る舞い（self-fashioning）に限らず、会社の組織と実際の運営においても体現されていた。商業参与は、地主の徳の追究の一貫として賞賛、実践され得たのである。

4. 公共文化としてのローカル・スタディーズ —— 19世紀イギリス都市における歴史文化とその理念 ——

伊藤 航多

19世紀イギリスでは、地域社会の歴史や民俗的伝統を探究する「ローカル・スタディーズ」への関心が高まっていった。そこで主要な役割をはたしたのは、都市部の商工業者・法律家・ビジネスマンといったミドルクラスの知識人層だった。彼らは都市を基盤にさまざまな団体・クラブを組織し、ローカルな歴史文書の整理と編纂、史跡の考古学的調査、フォークロアの蒐集などを積極的にすすめた。そうした文化的関心は、もはや特権的なジェントルマンたちの古物愛好趣味の範疇にとどまらず、都市コミュニティの文化的遺産としてより多くの市民にアピールするかたちで展開し広がっていった。たとえば、都市住民の啓蒙を目的とした歴史講義や出版、都市のなかの歴史的モニュメントの保護運動、都市博覧会における歴史的景観の複製などが、各地でさかんにおこなわれるようになった。

こうした地域文化や伝統をめぐる言説や表象の広がりには、単純な「古き良き時代」へのノスタルジーのあらわれではなく、そこには都市における公共生活の理念が織りこまれていた。都市自治の発展はローカル・ヒストリーの主要なテーマだったが、ヴィクトリア時代の都市行政がより先進的なものへと変移していくにつれて、過去の都市自治体の進歩的でアクティブな歴史的役割がますます強調されていった。そして、その強いコミュニティ自治の伝統を確認する場として、たとえばニューカッスルの「バージ・デイ」のような、自治体の古来の典札行事が新たな意義をおびてリバイバルした。また、都市エリートたちは、カウンティ・ヒストリーの編纂やフォークロアの蒐集をすすめるうえで、特定の階級や宗派の違いをこえる公共心や大衆的なコンセンサスをはぐくむという社会的使命を重視し、歴史や伝統の主体として「人民」という包括的なアイデンティティに焦点をあてようとした。

ローカル・スタディーズが地域ごとにユニークな社会や文化のありかたを示す一方で、その核となったローカル・パトリオティズムの理念は、けっして一都市や一地域に閉じて完結する偏狭なローカリズムではなく、より広範な「イングリッシュネス」や「ブリティッシュネス」に同調する要素を内包していた。イギリスの地域文化をめぐる成果は、歴史文化にかかわる全国的な学芸団体やプロジェクトのネットワークによって回収され、国民文化の形成を支えたのである。

5. イタリア共和国と軍隊

森口 京子

1802年1月26日、チザルピーナ共和国臨時全国諮問会議はイタリア共和国への改編を決議した。近代に入ってはじめて「イタリア」の名を冠した共和国の設立と同時に憲法も採択され、国家運営は立憲主義に基づくものであると提示された。大統領にフランス共和国第一統領ナポレオン・ボナパルト、副大統領にはミラノ貴族フランチェスコ・メルツィ・デルリが選出され、首都はミラノに置かれた。

メルツィは、「常備軍を持たなければ国家の独立は夢物語でしかない。そして（それがなければ）国家の存在そのものも常に脅かされる」という信念から国民軍の創設を希求した。イタリア共和国は行政国家としての側面を強調し、「メルツィの共和国」と呼ばれることもあるが、軍隊に関しても、まずは制度面での拡充を求め、それを実態へ反映させようとした。死後「最初のイタリア人」とも称される彼のこのような思想が、制度面での整備にいかん反映されたのかを分析するために、まずはフランス徴兵法を翻案したイタリア共和国徴兵法について検討する。そこに見られるイタリア的特色、すなわち「パトリアとしてのイタリア」を根付かせようとする各種の試みや、「市民形成のための軍隊」制度拡充を抽出する。

続いて、イタリア共和国の特徴とも言える外務省二局制度を通し、在パリ外務省第一局と在ミラノの副大統領府や陸軍省、外務省第2局間の関係から徴兵制実施という実務面を検証する。「イタリア共和国」として独自の軍制整備を求めるメルツィが持つ、大統領の名代としての副大統領権限は、ボナパルトの本拠地でイタリア共和国外務大臣として外務省を率いたフェルディナンド・マレスカルキがもたらす指令と拮抗する。

しかしながら、イタリア共和国がイタリア王国へと改編された1805年以降、ミラノ政府の実権が、メルツィを中心とした「イタリア」勢力から副王ボーアルネを中心とする「フランス」勢力へと移るに伴い、軍隊の位置付けそのものも変化していく。

本報告では、ボナパルトと外務大臣マレスカルキ、メルツィの関係を軸に、ナポレオン支配によってもたらされた社会変化のなかでも、国家の形成・存続上重要な因子である軍隊形成を、イタリア共和国の形成と存続、イタリア王国への改編に絡めることで、徴兵制を軸とする軍隊が果たした役割を考察する。

近代史部会 I

5月11日(日) 9:30~12:35 教養講義室棟1号館301教室

報告者 報告要旨掲載頁

1. 藤井翔太 (京都大学) p. 46
司会者 川島昭夫 (京都大学)
2. 山本淳子 (津田塾大学) p. 47
司会者 金澤周作 (川村学園女子大学)
3. 竹内真人 (埼玉大学) p. 48
司会者 横井勝彦 (明治大学)
4. 平野宗明 (東京都立大学) p. 49
司会者 工藤光一 (東京外国語大学)
5. 工藤晶人 (大阪大学) p. 50
司会者 平野千果子 (武蔵大学)

1. 世紀転換期イングランドにおけるフットボールの社会的意義 —— 審判員制度改革にみる「公正」の理念の変容 ——

藤井 翔太

世紀転換期のイングランドにおいては、鉄道網やメディアの整備を背景にして、娯楽の商業化は大きく進展した。そうした娯楽の代表がフットボールであり、20世紀に入ると、フットボール・リーグの試合を観戦するために、毎週数十万人の人々がスタジアムに足を運んでいた。

こうした娯楽文化の変化をうけて、フットボールは単にプレーするものから、観るものになっていった。人々は入場料を支払いフットボールの試合を観戦するだけでなく、メディアを通じて、試合結果や選手の移籍や給与、さらにはスキャンダルといった情報を商品として購入し、消費するようになる。そして、フットボールという娯楽に対する社会のまなざしの変化は、フットボールのあり方にも大きな影響を与え、ゲームのルールも改正されていった。

なかでも、最も劇的に変化したのが審判員制度であった。サッカー協会は1890年のルールの改正によって、新しい審判員制度を成立させた。制度改革に対しては、アマチュアを中心に多くの批判がよせられていたが、新制度の制定によって、判定に関する権限はたった一人の中立のレフリーの下に集約された。その結果、試合における公正さは、従来のようにアンパイアの「協議」によってではなく、レフリーの「裁定」によって維持されるようになった。この審判員制度改革の目的は、競争の激化に対応することと同時に、観客を納得させる判定を提示することであった。プロを代表する人物であり、レフリー組合の設立を主導したチャールズ・サトクリフに率いられた改革促進派は、フットボールを消費する観客の存在を、統制的な審判員のあり方を正当化する際の根拠としていた。

このように娯楽文化の変化を背景として、フットボール界における統制的な規範が強化されていったのである。以上をふまえて、本報告では、審判員制度改革を対象として、フットボール界における「公正」の理念について考察する。

また、審判員制度改革は、リベラリズムの限界が露呈し、「公正」の理念が重要な意味を持つようになってきていた当時の社会状況とも密接に結びついていたといえよう。プロ化による商業化が進展したフットボールが、福祉国家への過渡期にあたる世紀転換期イングランド社会において有していた社会的意義についても検討していきたい。

2. イギリス国際健康博覧会（1884）に表象された子どもの衣食住

山本 淳子

ヴィクトリア朝後期、「健康問題」は個々の国民にとってのみならず、国家にとっても帝国の維持・拡大・繁栄のため、重要な関心事の一つであった。イギリス国民に種としての優越性に対する疑念や不安が生じ、社会ダーウィニズムや優生学が台頭したこの時期、帝国の将来を担う健康な子どもの育成は、国家的プロジェクトとなり、子どもに対するまなざし、子どもの扱われ方にも変化が見受けられた。また、科学の信頼度の高まりとともに、「健康」や「衛生」に関する科学的な研究も盛んに行われ、「健康ブーム」の到来に至った。また、近代化の過程で合理性が「是」とされ、追求された時期である。ヴィクトリア女王と皇太子の後援を受けた一連の主幹博覧会のひとつとして、1884年にロンドンで国際健康博覧会が開催されたのは、このような世相を象徴的に表している。

同博覧会では主要な部門の1つを「教育」とし、展示と同時に多くの講義を開き、翌年その講義録を出版した。本発表では特に、子育てに関わるものに焦点をあてる。例えば、エイダ・S・バリンによる『子供服(Children's Dress)』や、プリッジン・ティールによる『健康的な家(Healthy Houses)』、ホジェッツ教授による『アングロサクソンの衣服と食物(Anglo-Saxon Dress and Food)』である。

なかでもバリン夫人は、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジに学んだのち、公衆衛生学のコーフィールド教授らに師事し、医療や健康問題への造詣を深めた人物である。1880年から7年間にわたり全国健康増進協会にて講師を務め、特に服装と健康の関連性を説き、育児や健康問題についての専門家として評判を得た。強く美しく健康な子どもの代名詞として「バリン・ベビィ」という言葉が生まれたほど、彼女の理論は広く受け入れられた。彼女がのちに編集した育児雑誌『赤ちゃん(Baby)』や著書も参照する。

非合理性が積極的に肯定される感情：すなわち愛情、が介入する「子育て」という母親に割り当てられた仕事の内容と、社会から評価される「よき母親」像、そして育てられていく「子ども像」が、合理性や衛生といった近代的な観点からどのように変化し、「近代化」を遂げていったのかに注目する。

3. イギリス帝国における宗教と労働

—— 19世紀末南西太平洋地域における武器・労働交易の規制 ——

竹内 真人

太平洋地域の労働交易に関する研究はこれまで、労働募集のメカニズム、植民地プランテーションでの労働状況、島民の労働志願動機に集中していた。それに対し本報告は、南西太平洋地域の太平洋の武器・労働交易に対する規制に焦点を絞り、イギリス政府がなぜ太平洋の武器・労働交易を規制しようとしたのか、またどの程度の成功したのか、1875年から1901年に至る時期を中心に分析する。

本報告では、宣教師や人道主義者たちが介入に消極的なイギリス政府を如何に促し、太平洋の武器・労働交易を規制させようとしたのか、また西太平洋高等弁務官とオーストラリア・ステーションの海軍将校、そしてロンドンの帝国政府当局者たちがどのような武器・労働交易の規制措置を導入しようとし、それはどの程度の実効性を持ちえたのかを解明したい。またこの報告では、南西太平洋地域の法と秩序の維持のために、外国人による武器・労働交易を規制しようとしたイギリス政府の外交を重視し（たとえば南西太平洋地域の勢力圏画定のための英独委員会、ニュー・ヘブリディーズの法と秩序の維持のための英仏合同海軍委員会、武器・労働交易の規制に関する国際協定、イギリスによるギルバート・エリス諸島とソロモン諸島の保護領化）、またこうした帝国主義的努力を支持した宣教師たちによる国際的キャンペーンをも分析対象とする。

本報告は、太平洋武器・労働交易を規制しようというイギリスの努力にもかかわらず、その実現はドイツ・フランス・アメリカ合衆国の活発な介入のために困難であったこと、フランスのイギリスに対する敵意やイギリスのプロテスタント宣教師たち（特にジョン・ペイトン）の扇動による強烈な反フランス感情により、対フランス交渉が困難を極めたことを結論づけたい。

4. 第二帝政期パリにおける「聖ナポレオン」の祝祭

平野 宗明

「帝國的祝祭 la fête impériale」とは、第二帝政期の社会的・文化的な特徴のひとつを示す表現である。この言葉を用いて、宮廷で繰り広げられた宴会や舞踏会、あるいは万国博覧会に代表される様々な祝祭が、帝政の権威と経済的繁栄を内外に強くアピールするものであったことや、その一方で、それらが体制の専制的側面を人々の目から覆い隠す役割を果たしていたことが語られてきた。すなわち、第二帝政期における祝祭とは、そのいかなる側面に注目するにせよ、政治的なツールとしての意味合いが強く印象付けられるものなのである。ならば、祝祭の場を、統治する側の理念が表される場、そして統治される側がそれに直接的に接し得る場として解釈しその実態を分析することで、この体制の構造を理解する上での重要な手掛かりを得られるのではないだろうか。

現に、近年の第二帝政史研究において、祝祭は注目されるようになってきている。中でも、毎年8月15日に全国で開催された「聖ナポレオン Saint-Napoléon」と呼ばれる祝祭を扱った研究は、地方農村の社会構造、そしてそこで機能する統治構造——市町村当局の役割——を、祝祭の様子を通じて考察するものであり、新しいアプローチとして注目に値する。ところがそうした中でも、首都パリについては、皇帝が中心的な位置を占める国家的な祝祭が展開された、という単純なイメージが示されるのみであり、依然として具体的に検討されることがない。しかしながら、当時の新聞記事などを目にすれば、パリにおける「聖ナポレオン」が実はそのような単純な構図に当てはまるものではないことに気付くのである。では、それは実際にはどのようなものだったのだろうか。地方社会を対象とした研究をヒントに、その意味を捉え直すことができるのではないか。

以上の問題意識にもとづき、本報告では、第二帝政期のパリにおいて展開された「聖ナポレオン」の祝祭空間の全体的な様子を再構成し、その実態を観察・分析しながら、この祝祭がいかなる意味を持つ場であったのかを探ってゆく。この過程においては、「国家」、「パリ市」、そして「市民」という各ファクターの位置付けと相互のかかわり方に注意を払うことによって、この体制が首都パリとそこに存在する人々をいかなるかたちでまとめあげようとしていたのか、という点を明らかにするための一つの道筋を見出したい。

5. フランス植民地統治の射程と矛盾 —— 19世紀後半～20世紀初頭アルジェリアにおける土地行政の考察 ——

工藤 晶人

近年フランス植民地史研究の論点として、植民地支配をめぐる言説やプロパガンダとならび、法と行政に対する関心が高まっている。その背景には、植民地における法と行政の逸脱、矛盾、限界などに注目することによって、これまで前提とされてきた支配的権力の遍在性を再検討しようとする問題意識がある。

本報告はこうした潮流に棹さしつつ、19世紀後半から20世紀初頭、すなわち第三共和制下の植民地統治が確立する時期のアルジェリア地方行政に着目する。アルジェリアが本国の延長上にある「県」として内務省管轄下におかれた特異性はよく知られている。だがそれは、共和制期のアルジェリアがいわゆる直接統治の典型例であったということだけをただちに意味するわけではない。混合自治体と呼ばれる農村部の末端行政区をふくめた考察からは、単純な類型論に符合しない複雑な実態が浮上する。

植民地化初期から大規模入植地となることを期待されたアルジェリアでは、行政上の本国への同化が段階的に進められた。そこで重視された行政課題のひとつが、入植の前提となる土地整理であった。この問題に関する先行研究は、先住民の土地所有権喪失という結果を主として量的側面から分析してきた。その一方で、土地制度改造が法的な理論化をともなって正当化されていくプロセスについては十分な関心が払われてこなかったといえる。そこで本報告では、土地制度をめぐる法理に着目し、公有地・私有地というヨーロッパ的概念の移入と、東洋学の蓄積をふまえたイスラム法との接合という両面から理論が積み上げられていった模索の過程を明らかにする。さらに、オラン地方の混合自治体における公有地行政というローカルな事例から、所有権喪失という一面にとどまらない先住民と土地のかかわりの変化について検討を加える。そして以上の事象から浮上する統治戦略の振幅を跡づけることを試みたい。

近代史部会Ⅱ

5月11日(日) 9:30~12:35 教養講義室棟1号館202教室

報告者……………報告要旨掲載頁

1. 巽由樹子(東京大学)…………… p. 52
司会者 土屋好古(日本大学)
2. 馬場わかな(東京外国語大学)…………… p. 53
司会者 川手圭一(東京学芸大学)
3. 尾崎修治(立教大学)…………… p. 5
司会者 櫻井健吾(南山大学)
4. 森 宜人(関東学院大学)…………… p. 55
司会者 馬場 哲(東京大学)
5. 伊東直美(東京大学)…………… p. 56
司会者 松本 彰(新潟大学)

1. 19世紀後半ロシアと西欧における絵入り雑誌の比較研究

巽 由樹子

19世紀後半のロシアでは出版産業が成長し、定期刊行物が本格的に流通しはじめた。その中から登場したのが、西欧出身で、独仏の出版業界で修行を積んだ後にロシアに進出した出版事業者たちが、イギリスの *Illustrated London News* やフランスの *L'illustration* 等をモデルに創刊した絵入り雑誌というメディアである。そしてインテリゲンツィヤら教養読者層が「厚い雑誌」と呼ばれる旧来型の文芸総合誌を好んだのに対して、絵入り雑誌の周囲には、都市ブルジョワジーを中心とする半教養的な中間読者層が形成されることとなった。

こうした通俗メディアと結びついた半教養層の登場は、ハーバーマスが示した図式に従うならば、西欧市民社会と同様にロシアにおいても、「文化を消費する公衆」が現れたことを意味すると言えるだろう。一方で通説的には、近代のロシアでは中間層は国家の強い影響のもと階級的成熟を妨げられ、自律的な市民社会は成立しなかったと考えられている。こうしたある種の歪みを持ち、“missing middle”とも呼ばれる「ロシア市民」のあり方を考察するためには、社会階層的に彼らと大きく重なる中間読者層は好適な分析対象たりえる。さらに、本報告の射程を超えることを承知で述べるならば、従来のロシア史研究においてインテリゲンツィヤとナロードとの狭間で看過されがちであった彼らの存在は、近代ロシアの国民形成における公民的な担い手を考察するための新たな視座を与えうるだろう。

本報告は以上の問題意識にもとづき、ロシアにおける中間読者層の特質を考察するために、彼らに提供された絵入り雑誌メディアの情報形態を、西欧との比較対照の上で検証する。すなわち、革命前ロシアで最大の売上を記録したアドルフ・マルクスの *Niva* を、世界初の絵入り雑誌 *Illustrated London News* と比較することによって、出版者が用意した市民向けメディアの情報形態が、ロシアとイギリスにおいていかなる類似、相違を見せたのかを分析したい。具体的には、まず露英両メディアの出版・編集体制、検閲環境、読者の特質等の周辺状況を整理した上で、①王室記事②歴史、地理記事③政治、戦争記事の三点に絞って考察する。

2. 子どもの病気と社会的不平等 —— 世紀転換期ハンブルクを事例として ——

馬場わかな

世紀転換期ドイツでは、急激な工業化と都市化により、特に労働者層やその家族にとって困難な生活状況が生じ、「病と死をめぐる社会的不平等」(A・イムホーフ)が拡大していた。この不平等は19世紀末以降、医療・保健・衛生に関する制度や施設が広範に普及するにつれ、徐々に縮小していったとされる。しかし、このプロセスを経て、社会国家という形でヴァイマル期に実現されたのは、「不平等に寛容な社会」(R・カステル)であった。ドイツ社会国家は完全な平等を実現できたわけではなく、不平等が存在し続けていたのである。

本報告では、社会国家が生成する過程においてもなお不平等が存在したことを、世紀転換期ハンブルクの小児病院を事例として明らかにする。子どもは社会国家の中核といわれている人口・家族政策と密接な関係にあるだけでなく、社会のセイフティネット機能の担い手が家や教会から国家へと変化するなか、その影響力をもっとも受けた存在だと考えられるからである。子どもの病気を扱う施設である小児病院の分析は、社会国家の特質を浮き彫りにする上で格好の事例だといえよう。

ハンブルクの小児病院は、19世紀半ばに慈善団体によって創設された子どものための施療院としてスタートするが、徐々に設備の整った近代的な病院へと変容し、第一次大戦後には、国家の管轄下に置かれるようになる。この近代化の過程において、人々は小児病院に対して一様にアクセス可能というわけではなかった。診療・入院費の負担能力や疾病の種類などに応じて、救済の対象が選別・制限され、イムホーフのいう意味とは別の形の「病と死をめぐる不平等」が存在し続けたのである。特に、当時依然として猖獗を極めていた感染症の患者は、病院内に隔離施設を備えていたにもかかわらず、他の患者を感染させるおそれがあるとして、しばしば入院が拒否されたのである。

以上の分析を通じ、生成期のドイツ社会国家を理解する一つの鍵を提示するのが本報告の目的である。

3. 世紀転換期のカトリシズムと労働者 —— カトリック・ドイツ民衆協会の考察 ——

尾崎 修治

ドイツのカトリシズムにおいて労働者の組織化が本格的にはじまったのは19世紀末のことである。この時期、社会民主党による労働者層への急速な党勢拡大を前にして、カトリック教会やその政治的利害を代弁する中央党の指導者は、カトリック民衆が階級闘争や世俗主義、「物質主義」といった観念に染まることを危惧していた。そのため、1880年代から90年代にかけて、さまざまな協会、労働組合によるカトリック労働者の組織化が進み、社会民主党の浸透を阻止するための「防波堤」が築かれた。

こうした団体を実際に組織、指導したのは、カトリック陣営のなかでも、「社会的カトリック」と呼ばれるグループである。労働者層の利害を代弁した彼らは、ラインラントの工業都市メンヒェン・グラートバッハを拠点に、ドイツのカトリシズムの「左派」を形成し、保守的な教会指導層や農業利益代表など、反近代の立場を固守するカトリックの伝統的勢力とは一線を画すことになった。

本報告でとりあげる「カトリック・ドイツ民衆協会 (Der Volksverein für das katholische Deutschland) は、当時組織されたカトリック系団体のなかでも最大のものであった。この協会の大きな特徴は、いわゆる「近代」に対して両義的なスタンスをとっていたことである。すなわち、カトリックの世界観に忠実に、伝統的秩序や信仰の擁護につとめ、社会民主主義の「脅威」を訴えるといった側面をもつ一方で、従来カトリックが敵対してきた「近代的」、「進歩的」要素を積極的に活動に取り入れる姿勢をもっていた。協会の指導層は、労働者の社会問題解決のためには、工業化による富の増大とならんで、近代科学・学問の伝授による労働者の成熟と自立、さらに、労働者を組織の指導者として養成することが不可欠であるとみなしていた。当時のカトリシズムにおいてはきわめて「民主的」といえるその性格は、協会の急速な会員数増大をもたらしたが、それは他方で、保守派の教会指導層らとの対立を先鋭化させる要因ともなった。

本報告では、民衆協会の活動の中心であった出版物による民衆への啓蒙・宣伝、協会の各種講座を通じた「民衆教育」などをおもに考察し、カトリシズムと近代の関係について考える手がかりを得たい。

4. 世紀転換期における「ドイツ都市の社会的課題」 —— 1903年ドイツ都市博覧会を中心に ——

森 宜人

本報告では、1903年にドレスデンで開催されたドイツ都市博覧会を手がかりとして、「模範的モデル」として国際的に高い評価を受けていた世紀転換期ドイツの都市政策の思想的背景およびその実態を考察する。

第一次大戦前の約20年間は、ドイツを含むヨーロッパ各国において、大都市における生活の質に対してかつてないほど大きな関心が寄せられ、国際会議や博覧会の場で都市問題に関する活発な議論が展開された。その一環として開催されたドイツ都市博覧会は、「20世紀初頭におけるドイツ都市の実態をわかりやすく説明するとともに、過去数十年にわたるドイツの大都市自治体の発展過程ならびに、この間の自治体行政の多様な領域における進歩について認識する機会を与えること」を目的として企画された。

博覧会では、各都市の行政政策に関する資料が網羅的に展示されるとともに、K・ビュッヒャーやG・ジンメルを初めとする当時の都市問題に関する代表的社会学者の講演が行われた。また、ドイツ都市博覧会の開催を契機として、博覧会期間中のドレスデンにおいて第1回ドイツ都市会議が開かれた。同会議では、フランクフルト市上級市長F・アディケスとドレスデン市上級市長O・ボイトラーによって「ドイツ都市の社会的課題」と題する講演が行われ、住宅改革や労働者保護などの社会政策がドイツ都市全体の共通課題として提示された。そして、この会議の場で、1905年に設立され、現在にいたるまでドイツ都市全体の利益団体として影響力を有する「ドイツ都市会議」の組織的結成が議決されることとなった。

このようにドイツ都市博覧会はドイツ近代都市史における1つの重大な画期といえる。だが、これまでは、H・ベックシュタインの著作（*Städtische Interessenpolitik. Organisation und Politik der Städtetage in Bayern, Preußen und im Deutschen Reich 1896-1923*, Düsseldorf 1991）にみられるように、ドイツ都市会議設立の契機として簡単に言及されるにとどまり、博覧会の実態に正面から取り組んだ研究はほとんどない。このような研究状況をふまえ、本報告では、講演原稿や展示資料の分析を通じて、「都市の社会的課題」を軸とする近代ドイツ都市政策の思想的背景とその実践過程を明らかにすることを課題とする。

5. 「国民」を規定する ——「ドイツ系帰国移住者のための扶助協会」の活動——

伊東 直美

近現代における「国民」の概念は排除と内包の論理によって形成される。従って、国籍というシステムは「国民」という概念の形成過程を映し出すものである。従来のドイツにおける研究では、この制度がどのようなグループを排除してきたかという点に重点が置かれてきたが、近年では誰をドイツ人として「国民」の中に包摂するかという問題がむしろ重要であったと指摘されている。

「ドイツ系帰国移住者のための扶助協会」は主にロシアからのドイツ系帰国移住者を受け入れることで、ドイツ東部における労働力不足の解消と「ドイツ民族性」の維持を図る目的で、プロイセンの入植政策と関係して1909年に設立された。形式上は私的な団体であったが、財政面でプロイセン政府に依っており、この団体にはドイツ系帰国移住者の国籍取得に関する重要な権限が与えられていた。帰化の権限は基本的には行政当局にあり、内務大臣が決定権を持っていたが、この扶助協会による証明書は、帰化の際の帰国移住者の生計能力と品行方正に関する証明として有効とされた。注目すべき点として、扶助協会に、申請者がドイツ系帰国移住者であるかどうかの判断が任されていたことが挙げられる。

1913年に改正された国籍法は、国外に住むドイツ人の国籍喪失を防ぎ、国内に生まれ育ったがドイツ人の親を持たない者に対してドイツ国籍を与えないという方向性を持つものとなった。これはドイツ「民族」を基盤とした国民国家の創出を目指すものだった。しかしながら、ナショナリストたちによって喧伝された同質なドイツ「民族」とそれによる国民統一は、実際にはどれほどの有効性を持ち得たのであろうか。ドイツ系とされた移住者たちはどの程度、ドイツ国家の利益に見合うものと見なされたのであろうか。「ドイツ系帰国移住者のための扶助協会」による活動を分析して、「国民」の規定のあり方を考察する。

報告者 報告要旨掲載頁

1. 森 齊丈 (武蔵大学) p. 58
司会者 田中 優 (岡山大学)
2. 佐藤雪野 (東北大学) p. 59
司会者 大津留厚 (神戸大学)
3. 藤岡真樹 (京都大学) p. 60
司会者 小野沢透 (京都大学)
4. 河合信晴 (ロストック大学) p. 61
司会者 星乃治彦 (福岡大学)
5. 立石洋子 (東京大学) p. 62
司会者 橋本伸也 (関西学院大学)

1. 地域統合における民族アイデンティティと言語の重要性 —— カール・カウツキーの民族理論を中心に ——

森 齊文

カール・カウツキー (Kautsky, Karl 1853-1938) は、諸民族が混在したオーストリア帝国の民族問題の具体的解決方法として、諸民族による連邦制および、民族に基づく地理的境界の再編 (属地主義) を提唱し、同時に諸民族混在地域においては所属する個人単位での制限された民族自治 (属人主義) を導入すべきと論じた。彼の理論は、当時のオーストリアのマルクス主義 (オーストロ・マルクス主義) 思想家が民族を「運命共同体に起因する性格共同体、文化共同体」と定義しているのに対して、「民族=言語共同体」であると論じている点で明らかな違いがみられる。

さらに彼は、民族問題の最終解決として中欧の諸民族のオーストリア共和国の名の下での統合と連邦制下における諸民族による共通の世界文化の形成が、必要であると論じた。この論は、共産主義革命の結果として諸民族の対立が解消され単一の国家を形成するとしたマルクス主義理論と類似性がみられ、その意味でマルクス主義の延長上にあると考えられるが、民族を言語共同体として捉え、諸民族による自治を認める民族問題の分離的解決を経た後で「単一の民族」を形成するというカウツキーの理論は、民族問題の最終解決を「民族的・文化的自治」を通じて諸民族による自治の段階で解決しようとしたオーストロ・マルクス主義とは一線を画すものであると考えられる。

過去に大きな民族問題に端を発する国際的紛争を多く抱えてきたEUは現在、加盟諸国の言語の平等を謳い、議会での発言や議事録の各国語への翻訳や公式文書の各国語版の作成に莫大な費用をかけ、さらに、「ヨーロッパ人」という加盟国の国民に共通のアイデンティティを創出するための言語・教育政策を実施している。

EUの地域統合政策の策定に際して、カウツキーの説く「言語を核とした民族理論」を再評価する必要があるのではないだろうか。

2. マイノリティの歴史とオーラル・ヒストリー及び回想録 —— チェコスロヴァキアのロマの事例 ——

佐藤 雪野

現代史の分野において、史料とともにオーラル・ヒストリーを資料として活用することは、今日では一般化している。特に、マイノリティ、女性、貧困層など、かつては歴史の表舞台に立つことが稀で記録が余り残されていない人々に関する研究や、一般の人々の生活に関する社会史的研究にオーラル・ヒストリーは役立つといえる。

チェコスロヴァキアにおいては、社会主義体制下では様々な制約のため、オーラル・ヒストリー収集が困難であった。しかし、マイノリティに関するオーラル・ヒストリー収集は、既に当時から行われていた。『忘れられない (Nečas, Ctibor (ed.), *Nemůžeme zapomenout. Našti bisteras. Nucená táborová koncentrace ve vyprávěních romských pamětníků*, Olomouc, 1994)』には、ホロコーストから生き残ったロマのオーラル・ヒストリーや回想記が集められている。その最も古い記録は、1958年のものであるが、本書の記録の大多数は、1987年、88年に収集された。

社会主義体制崩壊後、ロマと多数派のチェコ人/スロヴァキア人との摩擦が目立つようになり、市場経済化の中で貧困化するロマが多かったこともあって彼らが民族的少数派として注目される機会が増した。そこで、ロマに関する研究も進んだが、その中では、ホロコーストとロマが最も取り上げられてきたテーマである。『忘れられない』に続く、体制転換後に収集された、強制収容所体験のオーラル・ヒストリー集も複数出版されている。これらは、第二次世界大戦期以前の記録も前史として含んでおり、その時代の記録としても貴重である。

本報告では、これらの記録と、チェコスロヴァキア最初で最大のロマ作家と呼ばれたラツコヴァーElena (Ilona) Lacková (1921-2003) の口述による回想録『幸せの星の下に生まれた (*Narodila jsem se pod šťastnou hvězdou*, Praha, 1997)』を手がかりに、戦間期、主として1930年代から40年代前半のチェコスロヴァキア(国家としては存在しない時代も含むが)におけるロマの歴史を明らかにし、オーラル・ヒストリーや回想録の史・資料としての意義も検討したい。

3. 第二次大戦期の米国におけるソ連研究とソ連観の形成 —— 戦略情報局ソ連研究部門、1943-1945 ——

藤岡 真樹

本報告が対象とするのは、第二次世界大戦期に学術研究者を動員してソ連研究を遂行した戦略情報局（OSS）ソ連研究部門の活動である。同部門は、1941年に情報調整局内に創設された東欧研究部門を引き継いで、1943年1月から活動を開始した。ソ連研究部門は、前身の東欧研究部門がソ連への武器・食料の輸送手段や同国の軍事力・経済力の分析に重きを置いていたのに対して、1943年の半ば以降、戦後を見越した研究、すなわち戦後のソ連の経済動向や対外政策を予測する研究に傾注することになる。そして1945年1月、ソ連研究部門の集大成となる報告書“Capabilities and Intentions of the USSR in the Postwar Period”が完成する。当時、OSS内で傑作と評され、翌月のヤルタ会談にも持ち込まれたとされるこの報告書は、ソ連は西欧諸国との軍拡競争や軍事衝突を必ずしも望んでおらず、戦後は自国の経済復興や発展を優先させるであろうとの見通しを示し、ソ連は米国にとって「妥協」や「協力」が可能な相手であるとの認識を示すものであった。

本報告に関わる先行研究には、マルクス主義者やロシア出身の研究者の所属を根拠に、ソ連研究部門のイデオロギー面での寛容さに着目するものから、政府による研究者への圧力や研究内容への干渉を強調する研究、さらには学際的理念に立脚したソ連研究を打ち立てようとの研究者の熱意・情熱に言及する研究まで、様々な観点からの研究が存在する。

かかる研究を踏まえて、本報告では、ソ連研究が内実ともに変化を見せた1943年から、上述の報告書が完成する1945年までを対象とし、ソ連研究部門における研究者の学問的理念や良心、米国市民としての使命感、政府からの要請・圧力、あるいは政府への反発といった諸相に着目しつつ、それらが緊張関係を孕みつつ交錯するなかで、いかにしてソ連研究が進められ、先のようなソ連観が形成されたのかを明らかにすることを目的とする。

本報告の内容は、大戦期の学術研究のあり方のみならず、冷戦期の学術研究体制の起源の問題、換言すれば、大戦期と冷戦期との連続性ないしは断絶性という、近年の米国学界で注目が集まりつつある問題にも、ひとつの視座を提供できるものと考えている。

4. 旧東ドイツ（ドイツ民主共和国）における余暇観の進展

河合 信晴

ドイツ統一からはや10数年を経て、現在、ドイツ現代史研究の一分野を占めるようになった「東ドイツ研究」は、ドイツ本国のみならず、外国人による研究も含め、目覚ましい進展を遂げている。

このような中、従来、東ドイツにおける余暇に関しては、部分的に触れられた研究は散見されるものの、包括的に顧みられた研究は存在しない。東ドイツの余暇を検討する意義は、単に、社会主義体制下における日常生活の一端を明らかにするだけに留まらない。余暇活動は、一般的に、私的活動として考えられる。しかしながら、社会主義体制下では、経済、社会活動に、政治体制が深く関与していたため、実態はともかく、公の活動として、理解することも可能である。すなわち、余暇は、私的活動と公的活動との境界領域を形成していたと言えよう。それゆえ、この国の余暇を把握することは、東ドイツの政治体制ならびにその社会実態を最もよく映し出すことに寄与する。加えて、余暇は、第二次大戦後の高度産業社会化に伴い、一般の人々の間で重要性を増すに至った日常活動であり、この国に関する余暇研究は、社会主義研究史上に留まらない、比較史研究の一端をも占める可能性を有している。

本発表は、以上のような研究史上の意義を踏まえ、特に、余暇観の進展に絞って議論を展開したい。本発表は、まず、政権政党であった社会主義統一党（SED）の唱える余暇観を確認する。その上で、当時、余暇について、最も盛んに議論を交わしていた経済学や社会学、文化史・文化研究における余暇観に着目する。果たして、これらの議論は、SEDの余暇観を忠実に反映するものであったのか。もしそうでないとするならば、いかなる特徴があるのか。

なお、東ドイツで、余暇観の本格的な進展を見るのは、1960年代以降であり、これには、「ベルリンの壁」構築と、「新経済政策」（NÖS）と呼ばれる、経済政策の自由化に伴う経済状況の安定が寄与していると考えられる。ゆえに、本報告では、60年代以降が特に問題とされる。他方、東ドイツは、「不足経済」とも呼ばれる、恒常的な消費財の不足に見舞われていた。また、この国の余暇観は、労働観ないしは労働を通じた生産に対する見解と密接な関係を有していた。本発表は、以上のような点を考慮にしつつ、当時の学術雑誌を中心に、内容分析を行い、旧東ドイツにおける余暇観の内実を探る。

5. ソ連における「国民史」の叙述とその変化 —— スターリン時代のソヴェト連邦史作成を中心に ——

立石 洋子

近年では国民国家論への関心の高まりを背景として、多様な民族や地域を統合する「国民像」を提示するという歴史研究・教育の役割が注目されている。ソ連史研究の分野では、1930年代の歴史研究・教育において、革命以降否定されてきたロシア国家の歴史が再評価され、ロシアの皇帝や将校が「ソ連の英雄」として描かれ始めたことが従来から注目されてきた。このことは、ロシア帝国主義批判と諸民族の友好という理念の否定であり、政権による排他的ロシア民族主義の黙認、非ロシア諸民族史の否定であると多くの先行研究によって指摘されている。

しかし、100を超える民族を包摂するソ連では、ロシア帝国主義批判の理念が公式に否定されたことはなく、また1930年代は、連邦諸民族の歴史研究が大きく進展した時期でもあった。さらに、非ロシア諸民族史上の指導的人物の中には、政権が自らその肯定的イメージを国民に広めようとした人物も存在した。そこで本報告では、多民族を理念的に統合する「国民史」の構築という観点から1930年代ソ連の歴史政策を再検討し、ソヴェト連邦史像の転換の背景や、また政権がいかなる基準によって連邦諸民族の歴史を統合しようとしたのかという問題を検討する。

これを通じて本報告では、1930年代ソ連の自国史叙述の変化の背景には、経済発展に必要な専門家の養成と緊迫する国際情勢への対応という要因が存在したことを明らかにする。そのうえで、新たな自国史の叙述の特徴は、1) ロシア帝国の支配層とロシア人大衆を厳密に区別し、非ロシア諸民族の対ロシア反乱を、ロシア人大衆との共闘として描く、2) ロシア国家の統合と拡大の歴史を再評価する一方で、非ロシア諸民族の併合の否定的側面を併記する、3) ソヴェト連邦内の諸民族間の紛争の歴史にはできる限り言及せず、「外敵」（オスマン帝国、ポーランドなど）との戦いの歴史をより強調する、という点にあったことを示し、政権が国民統合のために「国民史」をいかに利用しようとしたのか、その際に社会主義と愛国主義、民族主義と愛国主義の間に存在する矛盾をいかに解消しようとしたのか、またその限界を明らかにすることを試みる。

小シンポジウム I

5月11日(日) 13:00~17:00 教養講義室棟2号館702教室

西洋古代史における「衰退」の問題

論点1：ギリシアの「衰退」とは何か

報告者：師尾晶子（千葉商科大学）

基調報告「ポリス世界の連続性と展開

—— エヴェルジェティスムの側面から ——」

コメンテーター：長谷川岳男（鎌倉女子大学）

司会者：橋場 弦（東京大学）

論点2：ローマ帝国の「衰亡」とは何か

報告者：井上文則（筑波大学）

基調報告「ローマ帝国衰亡論の現在」

コメンテーター：大月康弘（一橋大学）

加納 修（名古屋大学）

司会者：南川高志（京都大学）

趣旨説明

ある歴史的世界がその勢いと特徴を失い、異なった性格を有する新たな時代へと移行してゆく過程や時期を正確に認識することは、西洋史を研究するなかでこの上なく重要な課題のひとつであるといつてよい。この点で、西洋古代史、とりわけ古代ギリシア史とローマ史の研究分野において、1980年代以降、ポリス世界の「衰退」とローマ帝国の「衰亡」の解釈に、それぞれきわめて大きな変化が生じていることは注目に値する。すなわち、古代ギリシア史の領域では、ペロポネソス戦争を境としてギリシアの社会は衰退し始め、民主政も墮落してやがてマケドニアに征服され、ポリス世界はその歴史的役割を終えたとする伝統的な解釈が大きな変更を求められるようになった。ローマ帝国の終焉期についても、ギボン以来の『ローマ帝国衰亡史』の脈絡から生じるこの時代の消極的な解釈から離れて、古代から中世への移行期を独自の性格と価値を持つ「古代末期」として解釈する傾向が有力となっている。

しかし、解釈の変更とそれを支える諸研究にはなお多くの問題があり、さらに最近では、1980年代以降の研究動向に対する批判的な見解も提出されるようになった。こうした研究と解釈の状況を整理し、問題点を明確にしておくことは、日本の研究者にとってたいへん重要なことと思われる。伝統的な解釈も新しい解釈も、ともに西洋の学界で形成され、西洋の歴史を踏まえたものであるゆえ、われわれはそうした解釈や研究の背後に潜む「ヨーロッパ」やその「近代」、さらに「現代」をも見据えて、課題に取り組みねばならない。日本の研究者には、実証レベルにとどまらない、深層における問題点の把握と広範囲な視野のもとでの独自の分析が要請されることになるのである。

本シンポジウムは、古代ギリシア史の分野でこうした学界動向を検討してきた橋場弦と近年ローマ帝国の終焉期の研究に取り組んでいる南川高志とが、上述のような課題の認識を共有しつつ企画したものである。古代ギリシア史とローマ史、それぞれの分野で問題を検討するだけでなく、第3部では両者に共通する研究上の視角や方法の問題なども扱い、わが国の研究者がこれまで以上に独自性と国際性とを主張しうる研究成果を産み出し、学界の共有財産とできるような道筋を立てることを目標としている。

(橋場 弦、南川高志)

第1部論点開示：ギリシアの「衰退」とは何か

橋場 弦

1980年代以降の古代ギリシア史研究の進展は、前世紀初頭以来信じられてきた諸前提を大きく揺さぶりつつある。ポリス世界の「衰退」をめぐる議論もその一つである。古典的な盛衰史観によると、ペルシア戦争において異民族を撃退したポリス世界は前5世紀半ばに最盛期を迎えるが、ペロポネソス戦争を境に社会は衰退へと向かい、民主政は衆愚政へと墮落し、やがてマケドニアの力に屈し、ヘレニズム時代の到来とともに歴史的役割を終えた、と説明される。だが、今日このような説明の枠組みがすでに大きな見直しを迫られていることは、周知の通りである。

かつて *Cambridge Ancient History* VI (1927) 16章5節は、前4世紀ギリシア史の記述を「ポリスとその政治理論の終焉」というタイトルで締めくくった。だが、同じ *Cambridge Ancient History* VI の第2版 (1994) では、P. J. Rhodes が次のように述べている。「民主政の衰退とポリスの衰退とは同じものではなく、しかもその双方とも実際に起こったとは証明できない。・・・(ヘレニズム時代に入っても) ポリスは死ななかった。事実それは依然として文明生活の理想的環境と見なされていたのである。」

Rhodes の見解が典型的に示すように、アルカイック期・古典期からヘレニズム・ローマ時代にかけてのポリス世界を、一つの連続性をもってとらえようとする研究動向は、近年のギリシア史研究の重要な指向の一つである。おそらくその背景にはアテナイ中心史観 (Athenocentrism) への反省があり、またコペンハーゲン・ポリス・センターの画期的研究に代表される、時代的・地域的にはるかに広い視野でポリス世界全体を基礎からとらえ直そうという動きも横たわっている。かつては古典史料に大幅に依拠してきた研究が、その後、ヘレニズム・ローマ時代に属する大量の碑文史料の発見によって、従来のバイアスを修正されていることも指摘できよう。

本シンポジウムの論点1では、このような問題意識から、これまで前提とされてきたギリシア世界の盛衰史観を問い直し、それにかわる新たな枠組みの可能性を模索しようところろみる。

ポリス世界の連続性と展開 —— エヴェルジェティズムの側面から ——

師尾 晶子

本報告は、アルカイック期からヘレニズム=ローマ期のポリス社会をエヴェルジェティズムの側面から敷衍することによって、前5世紀をポリスの最盛期とみなしてそれ以後を「ポリスの衰頹」の時代と位置づけてきた古典的な史観を再考するための切り口をひらくことを目的とする。

前5世紀をポリスの最盛期=アテナイ民主政の最盛期と位置づけ、ペロポネソス戦争の勃発とアテナイの敗退を最盛期から衰退期へのゆるやかな転換点とする見方は、前451/0年のペリクレスの市民権法をもってアテナイ民主政の完成とみなす見方と相互補完的な関係にある。それゆえ、前4世紀ポリス衰頹論は、市民団の閉鎖性の弛緩の実態を明らかにするという観点に重きが置かれてきた。我が国においても、かかる問題関心から、前4世紀アテナイの社会経済史研究の隆盛を見た。伊藤貞夫「ポリスの衰頹をめぐって」（『古典期のポリス社会』岩波書店、1981年所収）は、その一つの到達点と言えるだろう。

一方、上記のような前4世紀アテナイ史の研究の深化は、当初の予想に反してポリス社会の意外なまでの強固さを明らかにすることにもなった。さらに近年における膨大な数のヘレニズム=ローマ期のギリシア語碑文の発掘と公開は、アテナイのみならず、ひろく地中海世界においてポリスがポリスとして存続し、多様に力強く活動していた実態を詳らかにしている。

本報告では、エヴェルジェティズムを基軸に据え、アルカイック期からヘレニズム=ローマ期にいたるポリス社会の継続性と変容とについて一つの見通しを与えたいと思う。すなわち、それぞれの時期においてどのような機能を果たしていたのか、時代を経るにしたがって、あるいは政治社会システムの変化にともなってその担い手や機能にいかなる変容が見られたかについて考察したいと思う。そして、かかる観点から前5世紀のアテナイを見直したとき、前5世紀アテナイにおける公共建築事業や公共奉仕のあり方はどのように位置づけられるのかについても考えたいと思う。そのことは、かつて「最盛期」と位置づけられ、ポリス社会の「ものさし」として使われてきた前5世紀アテナイ社会が、ギリシア史においていかなる位置を占めるのかについて逆に問い直すことにもなろう。古典期アテナイの歴史を相対化することが、本報告のいま一つの目論見でもある。

第 2 部論点開示：ローマ帝国の「衰亡」とは何か

南川 高志

古代の終焉とは、長らくローマ帝国の衰亡と同義であった。西ローマ帝国の滅亡とともに、ローマ帝国ばかりか西洋古代も終わったと考えられたのである。近代、とりわけモンテスキュー、ギボン以降、帝国の衰亡をめぐるさまざまな議論され、衰亡原因について多様な見解が提出されてきた。これと合わせて、帝国が終焉に近づく後期ローマ帝国については、帝国最盛期の元首政時代と対照的に説明され、東方的な専制君主政体制、財政至上主義の「強制国家」と定義された。

19 世紀のモムゼンに代表されるこうした後期ローマ帝国の体制に関する解釈は、第 2 次大戦後実証的に批判されるようになった。しかし、古代の終焉の解釈に大きな転換をもたらしたのは、1970 年代以降に注目されるようになったブラウンの研究業績である。ブラウンは、古代の終焉とされる時期を、心性や宗教に関する画期的な研究に基づき、ローマ帝国の「衰亡」というネガティブな脈絡から解放して、それ自体独自で積極的な価値を持つ「古代末期」と捉えた。そして、従来の西帝国の滅亡とは関わりなく、紀元 3 世紀から 8 世紀まで継続した、古代でも中世でもない、独自の価値を主張する時代、「古代末期」の意義を強調したのである。ブラウンの研究の影響を受けて、古代の終焉期の研究は活況を呈するようになったが、それは宗教や社会、そして心性を探究するものが主流である。

こうした新しい研究が学界の主流となって、帝国の「衰亡」を語ることはいまやタブーといってもよい状態になり、学界から「衰亡」の言葉が消えてしまったかのようである。しかし、最近になって、こうした研究傾向に対して鋭い批判が提示され、また独自の観点から改めてローマ帝国の「衰亡」を強調する書物が刊行されるなど、古代の終焉をめぐる解釈は流動化を見せ始めている。

日本の西洋史研究者にとって、古代の終焉をどのように把握するかという課題は、古代ないしローマ帝国そのものを正確に理解するだけでなく、古代の終わりをさまざまな解釈してきた西洋の歴史学界や西洋社会の思潮を改めて問い直す作業でもある。欧米の研究動向を正確に理解しつつも、それに安易に追随せず、自らの研究課題と作業のあり方を確認して独自の研究を展開し、歴史叙述に反映させねばならない。このシンポジウムでは、日本の西洋史研究者の間でこの課題をいかにして達成するかについて意見を出し合うことを、企画者は希望している。

ローマ帝国衰亡論の現在

井上 文則

本報告は、ローマ帝国衰亡論に関する近年の議論の紹介と整理を行うことで、できる限り中立的な立場で、シンポジウム「西洋古代史における「衰亡」の問題」論点2の導入の役割を果たすことを目的とする。

昨今、ローマ帝国の最後について、はっきりと「Fall」と表現する書物が、二冊刊行された。ひとつは、Bryan Ward-Perkins の *The Fall of Rome and the End of Civilization*, Oxford, 2005 であり、もうひとつは、Peter Heather, *The Fall of the Roman Empire: A New History of Rome and the Barbarians*, Oxford, 2005 である。両著作共に、ローマ帝国は「蛮族」の侵入が原因で「衰亡」したという、典型的な外因論に立つ議論である。周知のように、ローマ帝国の最後については、それが学問的に問題にされるようになったルネサンス期以来、蛮族の侵入にその原因を専ら帰する外因論と帝国がある時に不治の病にかかって次第に死に近づいて行ったとみる内因論が対立してきたが、両著作は、今日的な研究成果に基づいて、改めて外因論を主張したものであった。しかし、両著作の意義は、この問題に関する研究史の上から見るならば、Peter Brown に始まる「古代末期 Late Antiquity」学派の議論への反論という側面を有しており、単に最新の研究成果に基づいた外因論再論に留まらない意味を持っている。Brown は、1971 年に刊行された *The World of Late Antiquity* の中で、従来、衰亡の時代と捉えられてきたローマ帝国の末期を、2 世紀から始まり、イスラムの地中海世界侵入まで続く積極的な意味のある transformation の時代として描き出したが、この新しい時代像の出現が、それ以前に活発になされていた「ローマはなぜ衰亡したのか？」という議論を、いわば封殺してしまっていたからである。両著作の第一の意義は、このような学問状況の中にあって、帝国の「衰亡」を再び正面から取り上げ、議論したことにあろう。しかしながら、両者の立場は、全面的に対立関係にあるとみるべきではない。外因論は、ローマ帝国が最末期においても「健全」であったと捉える点では、「衰亡」を語らない「古代末期」学派と同じである。したがって、この点を立脚点とするならば、さしあたっての問題となってくるのは、西方におけるハード面での帝国の消滅という現象がどのようにして起こり、またこのことが「ローマ世界」にどのような影響を及ぼしたのかということであろう。

小シンポジウムⅡ

5月11日(日) 13:00~17:00 教養講義室棟2号館604教室

ヨーロッパ近世<小氷期>と中世<温暖期> の歴史学的意味

—— 気候を歴史解釈の一要因として
取り込むことは可能か? ——

報告者：宮原ひろ子（東京大学大学院理学系研究科）
有史上の気候変化とその要因

小野有五（北海道大学大学院地球環境科学院）
アルプスの氷河の前進・後退

田上善夫（富山大学人間発達科学部）
ブドウ栽培とワイン醸造の盛衰

コメンテーター：藤田苑子（慶應義塾大学）
踊 共二（武蔵大学）
南 直人（京都橘大学）

司会者：永田諒一（岡山大学）

趣旨説明

問題設定と方法：歴史学における学際的研究は、近年、加速度的に進展している。しかし、連携の相手が自然科学分野である場合には、多くの困難が伴う。一般に、歴史研究者は不十分な自然科学知識しか持たないし、また、自然科学の研究者は、歴史学のディシプリンに不慣れな場合が多いからである。本シンポジウムでは、まず、自然科学の気候学関係研究者 3 名に報告を行っていただき、次に、それを踏まえた西洋史学研究者のコメンテーター 3 名の問題提起を手がかりに、「歴史解釈の一要因として気候を取り込むことは可能であろうか？」と題した議論を試みる。

対象：自然科学の気候学研究によれば、ヨーロッパの 16 世紀後半から大体 18 世紀後半は、「小氷期」Little Ice Age とよばれる、有史上、最も寒冷な気候の時期であった。一方、歴史学研究によれば、この時代を特徴づけるのは、宗教戦争・紛争、魔女狩り、不作、穀物価格の高騰、難民と流民などであった。そして、それらの事象は、広い意味での「17 世紀の全般的危機」の時代、「社会的規律化」の中心的時代というタームの下に語られる。この〈余り楽しくない時代相〉と、「小氷期」の寒い気候とを結びつけて解釈することは可能であろうか？

また、気候学研究によれば、11 世紀から 13 世紀前半は、「中世温暖期」Little Climatic Optimum, Medieval Warm Period とよばれる最も温暖な気候の時期であった。この時期も、気候と歴史事象との相関を想起させる。「中世温暖期」は、三圃制、大型有輪鋤など、改良された農業技術が導入・普及された「中世の農業革命」の結果、農業生産力が飛躍的に増大し、それを背景として、今日のヨーロッパ文化の基礎が形成されたと歴史学研究者が語る「革新の 12 世紀」に符合する。この〈活気ある発展の時代〉と、暖かい気候とを結びつけて解釈することは可能であろうか？

展望：しかし、上述した歴史学と自然科学の学際的研究に伴う大きな困難を想うとき、本シンポジウムに期待することができる成果は、むしろ小さい。例えば、巷間には、小氷期の寒い気候が、農業生産力を低下させ、そのためにフランス革命が起こったという類の説明も出回っているようであるが、それは、様々かつ曖昧な状況証拠の符合に基づく、ほとんど証明不可能な仮説でしかない。一方、歴史学界に目をやると、残念ながら、この分野の研究現状は、個々の歴史的事実の確認もさりながら、論理化するときの基本である方法論も十分に確立されていない段階にあるように思われる。本シンポジウムの真の成果は、次世代の歴史学研究者の努力を待たねばならないかもしれない。

(永田諒一)

有史上の気候変化とその要因

宮原ひろ子

自然科学の気候学研究者は、16世紀後半から大体18世紀後半までを「小氷期」 Little Ice Age と、また、11世紀から13世紀前半を「中世温暖期」 Little Climatic Optimum, Medieval Warm Period とよんでいる。気温のプロキシデータによると、「小氷期」における平均気温の低下は、大体1°Cであった。また、「中世温暖期」のその上昇も、大体1°Cであった。

もちろん、気候を構成する要素は、気温だけではない。雨量、湿度、日照時間、風の強さと方向などは、誰もが考えるそれであるが、気温に限定して考えてみても、この平均1°C低下という事実が人間社会に及ぼす影響は、数字からの印象よりずっと大きい。例えば、我々は、1993年日本の寒冷な夏を思い出すことができる。米作の不調のため、緊急に、大量の米を諸外国から輸入することになった年である。そのような交通手段を欠いていた近代以前なら、大飢饉の年として歴史に記されたであろう。その夏の平均気温は、北日本で約2°C、西日本で1°C近く平年より低かった。それは1年限りの出来事であったが、平均気温の1°C低下が100年以上続く場合の影響力を想像するときの説得力に富む事例であろう。

今日、有史上の各時期の気温を推定する方法は、ひとまず確立されている。南極やグリーンランドなどの万年雪に蓄積された酸素¹⁶（通常の酸素）とその同位元素¹⁸（酸素18）の比率を用いる方法、樹木年輪の成長率の変化から探る方法、また、地熱測定による地表面温度の復元などが一般的である。

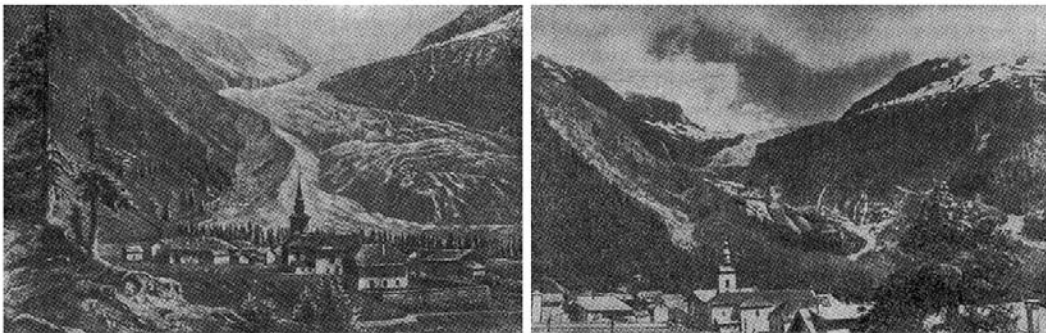
地球上の気候の寒暖は、基本的に太陽活動の盛衰によるという仮説がある。近代以前の太陽活動の盛衰を直接測定することはもはや不可能であるが、太陽活動のプロキシである樹木の年輪中の¹²C（通常の炭素）と放射性同位元素¹⁴C（炭素14）の比率を用いて、ある程度は推定することができる。自然現象の記録からも推し量ることができる。すなわち、太陽活動が盛んになると、太陽黒点の出現数が増大し、また、オーロラの出現頻度も増大する。そして、太陽活動が衰退すると、逆の現象が生じる。実は、「小氷期」と合致する1645年から1715年の期間は、「マウンダー・ミニマム」Maunder Minimum とよばれる太陽黒点（そして、オーロラ）がほとんど出現しなかった時期である。つまり、この時期、太陽活動は衰退していたと考えられる。「中世温暖期」に合致する時期においては、逆に太陽活動はさかんであった。「小氷期」の寒い気候をもたらしたのは、やはり太陽であったのだろうか。

アルプスの氷河の前進・後退

小野 有五

「小氷期」に、ヨーロッパ・アルプス各地の氷河が進出し、それが人間社会に影響を与えたことがわかっている。氷河の進出は、間違いなく、気候寒冷化の所産であろう。気候学の初歩知識によれば、対流圏では、高度が 100m 上がると、気温が 0.55°C から 0.65°C 下がる。したがって、谷を下る氷河は、ある一定の気温の高度に降りてくると溶けてしまい、氷河でなくなる。ということは、ある一定期間、気候が寒冷化すると、氷河の先端（氷舌）の高度が下がり、反対に、温暖化すると、上昇することになる。

シャモニ Chamonix の谷に向かうメール・ド・グラス la mer de glace（ボアの氷河 glacier des Bois）やアルジャンティエール氷河 glacier d' Argentiere、グリンデルヴァルト Grindelwald の下氷河 Unterer Gletscher と上氷河 Oberer Gletscher、ツェルマット Zermatt のゴルナー氷河 Golner Gletscher、フルカ峠 col de la Furka のローヌ氷河 glacier du Rhone など、アルプスの主要な氷河については、「小氷期」とその後の時期における進出・後退の定量的な研究成果がある。また、それらの氷河が、「小氷期」に伸張して、牧草地、耕作地、居住地などを破壊したことを示す文書資料の研究も進んでいる。また、「小氷期」の氷河を描いた絵画と、近代以降のその写真画像との比較は、視覚的に興味深い。報告では、氷河学研究の現状と成果、そして研究上の諸問題を紹介したい。



アルジャンティエール氷河（左：1850-60年頃の版画、右：1966年の写真）
[E. Le Roy Ladurie, *Histoire du climat depuis l'an mil*, 1983, vol. 2, p. 60.]

なお、氷河の進出・後退が、人々の生活に与えた影響についての研究は、未だしの感が深い。自然科学の気候学研究者と歴史学研究者のコラボレーションは、その一つの突破口であろう。可能なら、この課題についても提言を試みたい。

ブドウ栽培とワイン醸造の盛衰

田上 善夫

商業的なブドウ栽培あるいはワイン醸造の変動は、気候の変動から、（排他的にはいえないが）、相当程度に説明することができよう。まず、関連する基礎知識を確認する。一つは、年平均気温が1℃下がると、植物の生育可能期間は3-4週間、短くなり、また、作物の生育可能高度は500フィート（ca. 170m）、低くなるという作物学の見解である。それは、一ヶ月近くの早い収穫の必要、そして、なだらかな丘陵地帯における耕作地の高度方向の長さ1-2km減少という耕作地面積のかなりの縮小を意味している。次に、ブドウは、ヨーロッパの人々のほとんど生活必需品であるワインの原料であるが、本来、アルプスの北側に自然に生育することは少なかった。ブドウは、古代ローマ帝国の北進とともに、アルプス以北で栽培されるようになったが、そこは、基本的に栽培北限を越えており、従って、容易に気候寒冷化の影響を受けることになった。それらの条件は、日本における米作のそれらに近いということもできよう。

北上を続けたブドウ栽培は、12-13世紀の「中世温暖期」に、フランドル、北海とバルト海の沿岸近く、そしてイングランド南部にまで達した。しかし、16世紀後半の「小氷河期」に入ると、広域にわたって大きく南方に後退した。そして、栽培可能地域でも、収穫は不調になった。ドイツのブドウ園は、16世紀前半の30万haから、17世紀後半には5万haに減少するとともに、品質は低いが悪環境に強い品種が主力になっていった。また、アルザスでは、かつて、収穫の遅いミュスカ muscat が栽培されていたが、1570年代には、ピノ・グリ pinot gris など、収穫の早いものになった。

しかし、興味深いのは、17世紀後半以降、ワイン醸造業はひとまず回復傾向を辿っているようにみえることである。もちろん、この時期に気候が回復したとすることはできない。考えられるのは、寒冷化に対抗する人間の努力営為の成果ではなかろうか。状況証拠でしかないが、16世紀末以降、ブドウ品種やワイン品質の改良、あるいは、ワインの代替品とみなしうる飲料の普及の例に事欠かない。16世紀末に、南フランスで、ブランデーの製造が急増し、17世紀末には、北フランスで、シャンパンが普及した。いずれも、本来は安ワイン用だが、寒さや病気に強く栽培容易なブドウ品種を用いるアルコール飲料である。16世紀末のドイツ語圏では、ビールの品質改良技術が普及し、その生産量が増大した。17世紀中に、イギリス、北フランス、フランドル、北ドイツで、リンゴ酒（シードル、カルヴァドス、アップフェル

ヴァイン) が普及した。いうまでもなく、リンゴは落葉広葉樹林気候帯のヨーロッパに土着の果実である。少し遅れるが、18世紀後半のドイツで、シュペートレーゼ Spätlese・ワインの製造方法が確立している。

小シンポジウムⅢ

5月11日(日) 13:30~17:00 教養講義室棟2号館504教室

近世ヨーロッパにおける戦争と国家 ——「軍事革命」論の彼方へ——

報告者： 渋谷 聡 (島根大学)

(基調報告)

ヨハネス・ブルクハルトの「戦争論」とその射程
—— ドイツにおける二重の「辺境」性をふまえて ——

井内太郎 (広島大学)

近世ブリテン帝国とアルマダの戦い

指 昭博 (神戸市外国語大学)

アルマダ撃退の神話化

佐々木真 (駒澤大学)

戦争と17世紀のフランス —— 正戦と王国の記憶 ——

古谷大輔 (大阪大学)

近世バルト海世界とスウェーデン「軍事革命」

小山 哲 (京都大学)

「軍事革命」の向う岸？

—— 近世ポーランド・リトアニア共和国における
軍隊・国家・宗教 ——

司会者： 渋谷 聡 (島根大学)

趣旨説明

近世ヨーロッパにおける戦争と国家-「軍事革命」論の彼方へ

ヨーロッパの近世（15世紀末から18世紀末）は、他の時代には類例をみないほど、戦争が頻発した時代であった。従来の研究において、戦争を対象とした研究は戦史や軍事技術、戦略・戦術が対象とされてきた一方、本来歴史学が明らかにすべき時代的特性に迫るための研究視角として、戦争はほとんどタブー視されてきた。しかしながら近年の研究は、「戦争と社会との関連」を明らかにする「軍隊の社会史」をはじめとして、近世300年にわたる政治・社会・文化的動向の背景に、この時代に頻発した戦争の影響を指摘している。本シンポジウムは、近世ヨーロッパにおける独自の政治社会の形成について、戦争という視点から問い直すことを目的とする。具体的には、後述するように、我が国の近世ヨーロッパ史研究においても受容されてきた、政治社会の形成に関するいくつかの重要な理論的枠組みを、戦争との関連から再検討する。

このような課題設定にいたった背景には、ヨハネス・ブルクハルトに代表される、ドイツにおける近年の研究動向がある。ブルクハルトは、「戦争の頻発」を近世の時代的特徴であるとし、戦争を焦点にした近世ヨーロッパの体系的な把握を目指した。彼の試みの中核をなすのは、「戦争の頻発」をもたらした原因を、主権国家および形成途上の諸国家体系の不安定さに求めようとする認識である。こうした認識から、国家「間」の戦争であった近代以降の戦争とは異なり、国家ないしは国家への帰属意識を形成する主要因として戦争を捉える視点が得られた。ブルクハルト氏、ならびに同氏の所属先であるアウクスブルク大学・ヨーロッパ文化史研究所は、2007年4月以来、本シンポジウム報告者との共同研究のパートナーでもある。したがって、本シンポジウムは、現在進行中の国際共同研究の中間報告でもある。

以下では、つぎの2つの方向から議論を進める。

1) 問題提起

渋谷報告は、「戦争の頻発」に関するブルクハルトの理論的枠組を、M・ロバーツ、J・パーカーに代表される「軍事革命」論との関連から検討することにより、ブルクハルトのねらいを明らかにする。

2) 宗派・経済・記憶

「戦争という随伴現象を伴いながら国家形成を支えた諸力」とされる3つの要因、すなわち「宗派・経済・記憶」にそくして、個別の報告を行い、ブルクハルトの枠組を検証する。

(渋谷 聡)

(基調報告) ヨハネス・ブルクハルトの「戦争論」とその射程
—— ドイツにおける二重の「辺境」性をふまえて ——

渋谷 聡

本報告は、「戦争の頻発」に関する J・ブルクハルトの理論的枠組みを、M・ロバーツ、J・パーカーら、アングロサクソン系研究者によって主導されてきた、いわゆる「軍事革命」論との関連から検討することを試みる。この作業をへることにより、彼のねらいをより明確にすることができるからである。その際、つぎの2つの点に注目することにしたい。すなわち、第1に「軍事革命」論においては、ドイツがその「辺境部」と見なされがちであったこと、第2に第2次世界大戦後のドイツにおいて、軍事史研究そのものが立ち後れてきたことである。

「戦争論」は、「戦争の凝集」（戦争の頻発）を焦点として、近世ヨーロッパ史の体系的な把握をはかる試みである。近現代における戦争が、一応の完成を見た国家と国家の間で展開された戦争、すなわち国家「間」の戦争であったのに対して、近世の戦争は、国家を生成する戦争、いわば国家「形成」の戦争であった、とされる。ここには、「軍事技術の変革が達成されれば、集権的国家の形成にいたる」とした「軍事革命」論者のシンプルかつ近代主義的な国家観に対し、近世固有の国家観ならびに社会観を織り込むことで、これを乗り越えようとするブルクハルトの意図が示されている。

ドイツにおける軍事史研究は、明らかに立ち後れてきた。このため、近世、近現代の双方において、軍事史研究において、長らくドイツの研究は英米の研究の後塵を拝してきた。もっとも、1980・90年代に入ると、とりわけ「軍隊の社会史」ないしは「下からの軍事史」という切り口から、ドイツにおいても軍事史研究がさかんに行われるようになってきている。ドイツにおける軍事史研究の活況について、近世史研究の視点から考えてみたばあい、「軍事革命」論に対する批判点が発展的に継承されてきたことが重要である。この点からすれば、「戦争論」は、「軍事革命」論を超えようとする試みとして読まれるべきであろう。

本報告をたたき台として、以下では、ブルクハルトによって提示された「戦争という随伴現象を伴いながら国家形成を支えた諸力」としての3点（宗派・経済・記憶）と絡めながら、「戦争論」を検証していく。井内報告は「経済」、指報告と佐々木報告は「記憶」の面から検討を行う。古谷報告と小山報告は「宗派」にも言及しつつ、本報告とは別の角度から「軍事革命」論を検討する。

近世ブリテン帝国とアルマダの戦い

井内 太郎

本報告は、エリザベス女王時代の海戦や海軍の問題をブリテン帝国の視点から捉え直すことを目的としており、以下の三つの論点を提示してみたい。

まず 1540 年代に創出されたブリテン帝国 (the Empire of the Great Britain) の理念は、そもそも、古来の Great Britain という君主国の統合復興を根拠としながら、アイルランドとスコットランド両王国を包摂する複合君主国の実現を目指すものであった。またこの議論の支持者は圧倒的にプロテスタントでブリテンの教皇制からの完全独立を主張していた。つまり宗教的、政治的合意により ブリテン全体 に対する イングランドの支配権・領土権 を確立し、ブリテンの主権国家としての地位を高めようとするものであったのである。

当時の帝国理念はあくまでも、三王国の関係性の中で捉えられる問題であり、いわば島国的な性格を持っており、17 世紀半ば以降の膨張主義的な海上帝国とは慎重に区別する必要がある。この点で興味深いのは、エリザベス時代の海洋論である。スコットランドは沿岸漁業や遠洋漁業の保護のために「閉鎖海洋論」の立場を取っていたのに対して、イングランドは「自由海洋論」の立場をとり、漁業と航海の両方で外国人にイングランド近海の出入りを許容してきたのである。こうした海洋論がエリザベス期の国王海軍や海戦のあり方を規定することになった。すなわちアルマダの戦いの意義も、ブリテン沿岸の非常に限られた部分の防衛、ならびに海洋の自由・中立性の維持を脅かすスペイン、さらに同国のプロテスタント政策への対抗措置にあり、海外膨張政策の一環とは捉えがたかった。

アルマダ戦の教訓は、国王艦隊に加えて、海港や沿岸都市からの民間船舶の徴用や資金調達 (= 旧船舶税) だけでは、もはや沿岸防衛は不可能ということであった。そこでエリザベスの政府は、沿岸防衛を強化するために、「恒久的な」国王艦隊の建設計画を立案し、はじめて内陸部も含めて王国全体に船舶ではなく税を、恒久的に毎年賦課 (= 新船舶税) しようと試みたのである。結局、チャールズ 1 世時代に先だつ新船舶税導入の試みは、国内で反発が強く実現にはいたらなかったが、それはブリテン帝国の沿岸防衛 = 国民防衛体制 = 全国課税の賦課というコンセンサス、法的根拠の整備ができていなかったためと考えられる。この問題の解決は内乱期をへてクロムウェル政権時代に持ち越されることになる。

アルマダ撃退の神話化

指 昭博

1588年のイングランド艦隊によるスペインのアルマダ艦隊撃退は、イギリスの歴史において特筆される事件とされている。いまなお「この戦いによって、イギリスはスペインから制海権を奪い、海外進出・帝国建設によって強国への道を歩み始め、スペインは没落へ向かった」といった理解が一般的である。

しかし、この戦いについて少し詳細に見てみるならば、そういった解釈にかなり無理があることはすぐに分かる。まず、スペインはこの戦いに敗れたものの、その後もイングランド攻略の計画を捨てず、イングランドは対スペイン防衛のために財政の逼迫を招き、その後も継続された戦争では、むしろイングランドは劣勢に立たされた。つまり、イングランドは1588年の海戦には勝利したものの、エリザベスの治世末まで継続される対スペイン戦争に勝利を収めたわけではなく、すぐにスペインに取って代わったわけでもなかった。

また、軍事史では、この海戦におけるイングランド側の作戦・装備など優秀性が強調される傾向があるが、これも、上陸作戦のための兵員輸送を主目的としたスペイン艦隊と艦船攻撃に特化させたイングランド艦隊という、性格の異なるものを比較して、イングランド艦隊の「優秀性」という結論を導き出している。

すなわち、こののち海洋帝国として発展するイギリスの「原点」を、この戦いひとつに収斂させるという「神話化」が行われ、その歴史像が今日まで継承されているのである。しかし、アルマダ海戦で対スペイン戦争を代表させるような理解は、戦争全体の位置づけを曖昧にしてしまうことになるし、その後のイギリス史像もゆがめてしまうことになる。

ただ、こうした神話化は、現代の歴史家が作り上げたものというよりは、戦争当時から始まっていた。戦いの背後では、書物やパンフレット、図像を通じて、愛国主義が高らかに唄い上げられ、スペインへの敵意が煽られたが、こうしたプロパガンダが、戦いの後も、またエリザベスの治世が終わった後も継承されていった。それは、反カトリック言説と結びつき、「プロテスタント国家」としてのイギリスを支える神話となったのである。

本発表では、こうしたアルマダ撃退の神話化の過程に注目し、その歴史的意味を考えたい。

戦争と17世紀のフランス —— 正戦と王国の記憶 ——

佐々木 真

本報告の目的は、近世国家はその制度面な未成熟さのために外部からの支えが必要であり、このことが近世における「戦争の凝集」を引き起こしたとするブルクハルトのテーゼに関して、17世紀のフランスを題材として、宗派と記憶についての問題を中心に検討することである。

プロテスタント側に与して30年戦争に参加したフランスは、その参戦を正当化するに際して、宗派問題以外の理由を必要とした。このため、ルイ13世治世下より、正当戦争の定義のために、法律家や行政官、修史官たちが動員されて、他国の支配下にある地域に対するフランス王権の権利が主張された。その時に重要な役割を果たしたのが、中世より存在する正戦概念と16世紀末にジャン・ボダンにより提唱された国王主権論であった。これらの理論により、フランスの支配領域の定義がなされ、王国の地理的概念が形成され、それが1679年から84年にかけて実施されたレユニオン(統合)政策へと結実していった。

この理論形成において重視されたのが、フランク王国へと遡上するフランスの起源、つまり「記憶による支え」である。歴史への依拠、あるいは歴史の「形成」によりフランスの権利の正当化が図られ、帝権との対抗の中で王権が強調されたのだった。本報告では主に、カルダン・ルブレ、ベシアン・アロワ、アントワーヌ・オーブリー、ピエール・デュピュイらの戦争遂行に関する理論を検討し、それと近世国家との関連を考察する。

封建法とは異なるかたちでフランスの領域を設定したという点で、このような理論は一面では19世紀以降の国民国家へとつながる側面を有しており、まさに国家形成期の理論であった。しかし、ここで近代国家の理論的枠組との親和性を強調しすぎることはまた、近世という時代の独自性を軽視することになる。領域的王国概念が提示されるなかで、これらの理論は古代ローマや皇帝権との関係をいかに理解していたのであろうか。「帝国の夢」は放棄されたのだろうか。国家理性の強調により、宗派問題や聖戦概念は後景に退いたのだろうか。王国の起源に関する当時の歴史理解や歴史への依拠の方法は、18世紀や19世紀のそれと同じであったのだろうか。本報告では以上の諸点にも留意し、17世紀のフランス国家と戦争との問題を考えてみたい。

近世バルト海世界とスウェーデンの「軍事革命」

古谷 大輔

本報告は、近世バルト海世界にみられた広域的な人的・物的ネットワークの存在に着目しながら、近世ヨーロッパにおける「軍事革命」の典型例とされてきたスウェーデンの戦争と国家経営の実態を検討するものである。

イギリスの近世スウェーデン史研究者マイケル・ロバーツによって提唱されて以来、欧米の歴史学研究者の間で展開されてきた「軍事革命」論は、変革の時期については論者によって見解の一致を見ないものの、火器を伴う戦術の変革によって大量の人的・物的資源の動員と軍隊への規律の導入が必要とされ、国家は徴兵・徴税など効率的な行政管理機能を革新し、「近代」国家へとつながる集約的な国家経営の原型を築いたと論じられてきた。

しかしながら、ロバーツが1950年代に議論された17世紀の全般的危機論争を背景として「軍事革命」論を提唱した経緯に注目するならば、我々は一国に限定された枠組の中で「近代」的な国家経営の単線的な発展の過程を前提としつつ軍事史上の戦術・戦略面の変化に注目するのではなく、近世ヨーロッパ世界の政治的・文化的変動を促す広範囲な影響力をもった事象として戦争を踏まえ、これをコンテキストとしながら近世ヨーロッパにおける国家経営の変革を再考する必要がある。

そこで本報告は、第一にスウェーデン軍における新たな戦術を支えた人材を検討し、第二に大陸ヨーロッパにおけるスウェーデン軍の継続的な軍事行動を支えた財源に着目することで、バルト海世界の人的・物的ネットワークを背景とした近世スウェーデンの軍事経営の実態を析出することを試みる。従来、初期的な近代国家の典型として論じられてきた近世スウェーデンへの以上のような批判作業を通じて、本報告を近世ヨーロッパ社会のより実態に即した国家像を検討するうえでの「軍事革命」論の可能性を再考する出発点としたい。

「軍事革命」の向う岸？

—— 近世ポーランド・リトアニア共和国における軍隊・国家・宗教 ——

小山 哲

主として英語圏の研究者を中心とする「軍事革命」論においては、総じて近世の西・北欧諸国における軍事技術の革新の重要性とその社会的・政治的影響の大きさが強調される一方、ポーランド・リトアニアはしばしば「軍事革命の辺境」あるいは「不発」のケースとして言及される。ヨーロッパ東部のネガティブな事例と対比されることによって、西・北ヨーロッパにおける「軍事革命」の意義はよりいっそう鮮明に浮かび上がるのである。このような「軍事革命」論の枠組みは、近世ポーランド・リトアニアにおける軍制や戦争の経験に照らしてみたときに、どの程度まで正確に実態を反映しているのであろうか。

技術的な側面からみるならば、「軍事革命」論者たちの一般的な見解に反して、16・17世紀のポーランドの支配層（王権と貴族身分）は、時差を伴いながらも、一連の変革を導入している（砲の性能向上に対応した要塞建築、歩兵と銃を組み合わせた新しい戦法、職業的な軍事指導者のもとで訓練を受ける徴募兵による軍隊編成、辺境防衛のための常備軍の設置、など）。しかし他方で、タタールやオスマン帝国の軍隊とも対峙していたポーランド・リトアニア共和国では、戦う相手に応じて西・北ヨーロッパとは異なる編制と戦術を採用することも必要であった。ポーランド・リトアニアでは近世をつうじて騎兵が軍隊の主力としての地位を維持したが、これは軍事技術上の新しい動向に背を向けていたためではなく、敵対する戦力の特性に対応した合理的な選択の結果であったと考えられる。

西・北欧諸国との隔たりは、むしろ「軍事革命」の政治的・イデオロギー的側面に注目するときに顕著である。シュラフタ（貴族身分）を主体とするポーランド・リトアニア軍は、王権による中央集権化や行・財政機構の拡充を促進する要因とはならなかった。貴族共和政的な政治文化にもとづく行動様式は軍隊社会のなかにも浸透し、「軍事集会」を核とする軍隊内の自治制度を生み出した。他方で、17世紀中葉のウクライナ・コサックの蜂起とロシア、スウェーデンとの戦争は、共和国における軍隊と社会の「カトリック化」を促した。「宗教戦争」の終焉をもたらしたとされるウェストファリヤ体制の成立以降に、ポーランド・リトアニアではむしろ「宗派化」の傾向が強化されたのである。

小シンポジウムⅣ

5月11日（日） 13:30～17:00 教養講義室棟1号館302教室

「近代の知」をめぐるせめぎ合い —— 世紀転換期～戦間期の世代・ジェンダー・抵抗 ——

報告者：松原宏之（横浜国立大学）

20世紀初頭アメリカにおける性衛生学者の難渋
—— 近代社会像の競合と混成 ——

加藤千香子（横浜国立大学）

近代日本における「青年」の構築と戦間期
「農村青年」運動

星乃治彦（福岡大学）

新世代による「社会主義」の受容と刷新
—— 「赤いゲッベルス」ミュンツェンベルクの
軌跡を中心に ——

松井康浩（九州大学）

スターリン体制下の世代・ジェンダー・抵抗
—— 歴史家の青年期のライフストーリーを手がかり ——

コメンテーター：槇原 茂

（島根大学：フランス農村のソシアビリテの観点から）

川手圭一

（東京学芸大学：ドイツ現代史の立場から）

司会者：田村栄子（元佐賀大学）

趣旨説明

「近代の知」をめぐるせめぎ合い

—— 世紀転換期-戦間期の世代・ジェンダー・抵抗 ——

グローバリズムと新自由主義が吹き荒れる今日の状況は、「廃棄された生」を強いられている人びとが多様に大量に存在する「新しい階級社会」の到来であるといつてよかろう。

本シンポは、オーソドックスな労働運動や社会主義運動に加えて、旧来の階級概念では把握することができない、「生きるに値する生」を求める対抗的な複数の公共圏が登場した発端は「19/20世紀転換期-戦間期」にあると考えている。「新しい階級社会」といわれる今日、19世紀後半の階級社会にあらがおうとした個人・集団の知的・運動的諸相は現在のわたしたちにとって過去のことではない。

世紀転換期-戦間期は、欧米や日本においてタイムラグをともないつつも、急激な高度工業化、政治参加や教育機会の拡大、労働者階級や女性、青年世代の歴史の表舞台への登場といった経済的・社会的・政治的現象、および大衆ジャーナリズムの急速な拡大や近代諸科学の野心などが現出した「大衆社会」への移行期である。

「近代」論から見れば、「近代以前のもの（プレモダン）」も残存したり呼び戻されたりしつつも、達成されつつある「近代的なもの（モダニティ）」に対する根底的な「近代批判（ポストモダン）」も開始された時代である。

後に二つの世界大戦を生み出すことになる「世紀転換期-戦間期」に現出する問題群は無数にあるが、本シンポにおいては具体的には、その登場が新たな論争の火種となり、そしてまたきわめて今日的でもある「世代」や「ジェンダー」をめぐる政治文化を俎上にのせる。諸社会層や諸集団の間やそれぞれの内部、または個人レベルにおいて、平和、自由、社会的承認や平等・公正、文化的向上などに関して多様な「異議申し立て」＝「抵抗」が現出した。それぞれの現場では「近代の知」はどのように「わがもの」とされ、どのように他者と「せめぎ合っ」たのであろうか。ここで「知」とは専門知ではなく、歴史・社会と向き合うときの「生に架橋する知」を意味している。

20世紀初頭アメリカの科学万能への確信と懐疑、戦間期日本の青年やドイツの社会主義運動に見られるメインカレントへの抵抗、ソ連邦の人びとの体制への期待や懐疑など、「せめぎ合う近代の知」の、国境や時代を超えて共振する面と、その国やその時代の独自性を浮かびあがらせることで20世紀を再検討したい。（田村栄子）

20世紀初頭アメリカにおける性衛生学者の難渋 —— 近代社会像の競合と混成 ——

松原 宏之

世紀転換期のアメリカ合衆国にふさわしい「近代の知」は何か。あまたの社会問題が噴出するなかで、売買春問題をめぐって先鋭的に争われたのは、アメリカ社会を導くのが誰のいかなる価値や知かであった。本報告は、1910年代に興隆する反売買春運動を支えた性衛生学者プリンス・A・モローの足跡を手始めに、曲折に満ちたこの政治文化闘争を追いたい。

産業化や都市化に揺れる社会を規律すべくセクシュアリティが狙い撃たれ、その時に科学が重要な役割を果たすことはすでに多くの研究が明らかにした。しかし他方でその見方は、近代の知をめぐる「せめぎ合い」を見えづらくしてはいないだろうか。近代的医科学の担い手とも思える性衛生学者の苦戦に着目すると、さまざまな社会改良運動家が「近代の知」をそれぞれに定義しようとしのぎを削るのが見えてくる。そして注目すべきは、そのせめぎ合いが単なる諸意見の並立というよりは、知のありように思わぬ化学変化を強いていくことである。

なるほど性衛生学は時代の申し子ではあった。1904年の著作発表を皮切りに、「衛生と道徳的予防協会」設立（1905年）から1910年のアメリカ性衛生学連盟へとモローは進んでいく。こうしたなかで、1910年代を席卷する反売買春運動とその中核と目されるアメリカ社会衛生学協会（1914年）が準備された。17年の第一次大戦参戦とともに、従軍兵士の性病管理を軸に、この運動は連邦政府によって引き継がれ全国化された。ウィルソン政権にとって、それは世界に向けてアメリカの先進性を証明する科学的な社会政策であった。

ところがモローにとって事態は複雑であった。医学界の主流から承認されるのは容易でなかった。医科学領域からの逸脱ともみなされた性衛生学はむしろ社会や政治との接点に活路を見いだそうとする。しかしそれは社会学に接近すると同時に、社会的使命といった政治性を脱色しようとしつつあった社会学本流とは齟齬も来たし、モローが愛憎半ばする評価を下す女性運動、ソーシャルワーカー、セツルメント運動などとの距離をむしろ近づけることともなった。

こうした側面を合わせて見ると、隆盛を誇ったはずの反売買春運動は妥協や頓挫の連続であった。この過程で、あるべき「近代の知」が混成の果てにいかなる変質を遂げていくのか。胎動期の性をめぐる状況から考えてみたい。衛生学をめぐる状況から考えてみたい。

近代日本における「青年」の構築と戦間期「農村青年」運動

加藤千香子

本報告は、「青年」を、急速な後発的近代化を遂げる日本において「新しい使命」の担い手として必要とされた存在としてとらえ、とりわけ世代・ジェンダー（男性性）を示すカテゴリーとしての「青年」の構築過程に焦点をあてるとともに、それが実践の場でどのように展開されたのか、戦間期における「せめぎあい」の様相に注目して検証しようとするものである。

「青年」という語が、明治10年代（1880年前後）に導入された翻訳語で、自由民権期の「壮士」に代わる若者の政治的实践の中で多用されるようになったことは、既存の研究で明らかにされている。だが、ここで注目するのは、自由民権運動の終焉と入れ替わりに成し遂げられた近代的諸制度の確立とともに、国家を下支えする存在へと意味が変換、再定義されながら大規模に推奨される点である。日露戦後（1905～）の青年団に代表される「青年」には、国家的観点から社会風紀改善を図るための道義的な意味が込められている。そこには男性性というジェンダーと若さに優越性を与える世代観がつきまとうとともに、そうした優越性・特権性の意識が、「青年」を自認する者たちのアイデンティティとなり、結集の核や活動の機動力として働いたことに注意を向けていく必要があると考える。

さらに、この「青年」アイデンティティに基づく結集のカー「近代の知」といえる一は、戦間期において、従来社会から阻害されていた存在が主体として登場する中で発揮されることとなる。「青年」は、国家的活動の下支えや道義団体の域を大きく超え、既存の体制への「抵抗」の核ともなるのである。

報告では、そこに生ずる「せめぎあい」について、農村を対象として検証していくこととする。急速な資本主義化の矛盾が農村問題という形で現れた戦間期日本において、「農村」は体制的国民統合の場であると同時に、農本主義に根ざすファッショ的・国家主義的運動、マルクス主義に基づく階級運動の主要舞台でもあり、そこでのせめぎあいは顕著であった。ここでは、従来の研究で階級運動の視点からのみとらえられてきた諸農民運動を取り上げ、そこで構想される社会の担い手たる「農村青年」像を世代・ジェンダー観念とともに浮かび上がらせながら描き出し、「近代の知」のせめぎあいの様相とそのゆくえを見据えたい。

新世代による「社会主義」の受容と刷新 ——「赤いゲッベルス」ミュンツェンベルクの軌跡を中心に——

星乃 治彦

カール・マンハイムの「世代の問題」によれば、世界解釈の様相は、新しい歴史的体験に刻印された新しい世代の参入をつうじて、刻々と変化していく。ここでは、そうした変化を、「赤いゲッベルス」と呼ばれたミュンツェンベルク（1889年生）の軌跡と、「世代」「知」「抵抗」の問題と絡めて追ってみよう。

とくに世代間格差が大きかったドイツにおいて、第一次世界大戦期から青年運動の指導者として頭角を現わしたミュンツェンベルクは、「前線世代」に属し、旧世代から「指導」されることを嫌い、青年運動の独自性（「第三戦線」）を主張し、一方ではカウツキー（1854年生）ら旧世代と、他方、共産党による青年運動の指導を主張したロシアのシャーツキンらとの激しく対立した。

その後1920年代になると、ミュンツェンベルクは、レーニンからの依頼によってソ連救援運動などのヒューマンイズムの組織化という新たなインターナショナリズムの構築を模索したが、「大衆の時代」20世紀にあって、ミュンツェンベルクの本領が発揮されたのは、むしろ新たなメディア開拓の分野であった。構成主義やアヴァンギャルド運動と乖離していったソ連とは対照的に、フォトモンタージュという左翼的技法が存分に展開される場としてミュンツェンベルクが設定したのは、労働者向け写真週刊誌『労働者イラスト新聞（AIZ）』であった。活字媒体ではなく写真週刊誌によって政治宣伝を展開しようという画期的な発想を伴いながら、表現主義やダダイズムの影響を受けた同世代に活躍の場が提供された。これは従来の教養市民層的な「知」のあり方への批判を伴うものであった。あわせて、当時新興メディアであった映画にも注目し採用された「映像を征服せよ！」といったスローガンは、ナチ宣伝相ゲッベルス（1897年生）を想起させ、実際に当時からミュンツェンベルクは、「赤いゲッベルス」と呼ばれた。

労働者出身でありながら、労働者中心主義を脱するミュンツェンベルクの新たな活動のスタイルは、同時に、これまで身内の言説だけにとどまっていた「活動」を「ビジネス」へと変貌させた。ミュンツェンベルクは、「赤い億万長者」と悪口を言われながらも、ミュンツェンベルク・コンツェルンと呼ばれる一大メディア組織を作り上げ、そこに吸収される膨大な資金は、共産党をはじめとする労働者組織を支えるとともに、ミュンツェンベルク自身に共産党内での発言権を提供した。こうして「社会主義」は、20世紀の装いに刷新されていったのである。

スターリン体制下の世代・ジェンダー・抵抗 —— 歴史家の青年期のライフストーリーを手がかりに ——

松井 康浩

ソヴィエト史研究は、本シンポのテーマに掲げられた各イシューにつき以下のような知見を積み重ねてきた。まず「世代」に係わって、1920年代末からの工業化によるニート青年の就業機会の拡大や30年代後半の大テロルを通じた年長エリートの一掃による若者の社会的上昇移動は、革命後の世代にスターリニズム支持姿勢をつくりだした。また、工業化に伴う社会変動はジェンダー論の観点からも注目されている。伝統的な性別役割を残しつつ働く女性を一般化したソ連の工業化は、女性に家事・育児と労働の「二重負担」を強いる結果となった。さらに体制は、労働以外での女性の公的参加機会の拡大にも関心を寄せ、メーデーや革命記念の祝賀行事への女性の動員に力を注ぐ。30年代の後半には、専業主婦のボランティア活動も広く奨励された。他方工業化は、農村はもとより都市の日常生活をも困難に陥れ、食糧不足に抗議する大衆行動が起こり、体制への異議申し立ての手紙も当局に届けられた。

このように、支持/抵抗、参加/動員が錯綜する当時の様相の解明が進む中、スターリニズムの経験を個人の内面世界の領域で明らかにする試みは特に注目できる。

「ネオ全体主義論」と評されるこの潮流を代表するJ・ヘルベックは、市民の日記を解読することで、世代の別なく、人々がスターリニズムの外部にはいなかったことを強調した。

本報告は以上の研究に学びつつ、後に歴史家となる2人の若者のライフストーリーを手がかりに表題のテーマを考察する。まず、ロシア中世史家のE・N・オシャーナ(1911-1988)は、1930年代の記述を含む日記及び家族等と交わした書簡を残した。彼女の経歴のポイントは、1933年～35年に夫の職務の関係で中国に滞在したことである。在外生活経験がスターリニズムへの独自の姿勢を作り出すのかどうかは一つの論点となる。もう一人は後に17世紀ロシア史家となるA・G・マニコフ(1913-?)である。報告者は、体制への批判的観察に彩られた30年代の彼の日記を分析した論稿を発表済みであり、そこでマニコフを体制内から生まれた「全体主義」論者と位置付けた。ここで改めて注目するのは、彼が迷いなくこの認識に到達したわけではないことである。体制への異論の妥当性につき逡巡を重ねた跡が残る彼の日記は、個の内部での「知のせめぎあい」を浮き彫りにしている。